

避難情報に関するガイドライン

令和7年5月

柳 井 市

はじめに

災害対策基本法（昭和37年法律第223号。以下「災対法」という。）が1961年（昭和36年）に制定され、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる」旨が規定された。それ以降、避難勧告、避難指示等の避難情報は、河川氾濫、土砂災害、高潮、津波、火山噴火及び原子力災害等、日本各地で発生する災害時に居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）の適切な避難を促すために市町村長により発令されてきた。

内閣府では、平成16年の一連の水害・土砂災害等を教訓として、平成17年に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定し、平成26年には、土砂災害警戒情報等の新たな制度や東日本大震災をはじめとする災害の教訓等を踏まえ、さらに平成27年には、前年に広島市で発生した多数の死者を出す甚大な土砂災害の教訓等を踏まえ改定を行った。

また、平成29年には、平成27年9月の関東・東北豪雨災害や平成28年台風第10号による高齢者施設の被災等を踏まえ改定を行い、名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更した。

平成30年7月豪雨では、大雨特別警報が11府県に発表される記録的な大雨により、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生し、死者・行方不明者が200名を超え、昭和58年8月豪雨以来死者数が初めて100名を超える大惨事となった。この未曾有の豪雨災害を教訓とし避難対策の強化を検討するため、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループでは、目指す社会として、「住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築する」必要性が示された。この報告を踏まえ平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、居住者等が災害時に取るべき避難行動が直感的に分かるよう避難情報等を5段階の警戒レベルに整理し、分かりやすく情報提供できるよう改善した。

令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）では、1都12県309市区町村に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において142箇所が決壊するなど同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した。これらの豪雨においても、避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災、豪雨・浸水時における屋外移動中の被災及び高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えず、また、警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方で、避難勧告で避難しない人が多い中で、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置付けられ、分かりにくい

との課題も顕在化した。このため、災対法を改正し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。この法改正を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」を名称も含め見直し、「避難情報に関するガイドライン」として改定した。

以上の内閣府のガイドラインの見直しに基づき、本ガイドラインを作成するとともに、名称を「避難勧告等に関するガイドライン」から「避難情報に関するガイドライン」に変更した。

また、本ガイドラインは、自然災害のうち、水害、土砂災害、高潮災害及び津波災害に伴う避難を扱うものであり、今後においても適切な時期に見直しを行っていくこととする。

－ 目 次 －

共通編

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 市の責務と居住者等の避難行動の原則 | 1 |
| 2 | 避難行動（安全確保行動） | 2 |
| 3 | 避難情報と防災気象情報 | 5 |
| 4 | 発令基準例 | 9 |
| 5 | 避難情報発令地区一覧 | 10 |
| 6 | 情報伝達 | 12 |
| 7 | 避難指示等の伝達方法 | 13 |
| 8 | 要配慮者等の避難 | 14 |
| 9 | 防災情報入手先 | 15 |

水害編

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 避難指示等の発令が必要となる区域 | 16 |
| 2 | 避難指示等の発令に参考となる情報 | 16 |
| 3 | 避難指示等の判断フロー | 20 |
| 4 | 避難指示等の対象地区 | 22 |
| 5 | 避難指示等の伝達文例 | 24 |
| 6 | 水防法第20条の規定による知事が定める水防信号 | 25 |
| 7 | 黒杭川ダム操作細則及び黒杭川上流ダム操作細則に定めるサイレン又は疑似音の吹鳴 | 26 |
| 8 | 特別警報の取扱い | 26 |
| 9 | 避難指示等の解除 | 27 |

土砂災害編

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 避難指示等の発令が必要となる区域 | 28 |
| 2 | 避難指示等の発令に参考となる情報 | 30 |
| 3 | 避難指示等の判断フロー | 33 |
| 4 | 避難指示等の伝達文例 | 36 |
| 5 | 避難指示等の解除 | 37 |

高潮災害編

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 避難指示等の発令が必要となる区域 | 38 |
| 2 | 避難指示等の発令に参考となる情報 | 38 |
| 3 | 避難指示等の判断フロー | 39 |
| 4 | 避難指示等の対象地区 | 40 |
| 5 | 避難指示等の伝達文例 | 41 |
| 6 | 防災情報（気圧等）の見方 | 43 |
| 7 | 避難指示等の解除 | 43 |

津波災害編

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 避難指示等の発令が必要となる区域 | 44 |
| 2 | 避難指示等の発令に参考となる情報 | 44 |
| 3 | 避難指示等の判断フロー | 45 |
| 4 | 避難指示等の対象地区 | 46 |
| 5 | 避難指示等の伝達文例 | 46 |
| 6 | 避難指示等の解除 | 48 |

共通編

1 市の責務と居住者等の避難行動の原則

(1) 市の責務

災対法において、市町村は、「基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、実施する責務を有する」とされており、地域防災計画に記載すべき具体的な内容としては、避難情報の発令基準の作成も含まれている。この責任を果たすため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、その権限は、市町村長に付与されている。

市長は、災害時には関係機関からの情報や自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を平時から行わなければならない。

また、市は、居住者等の一人ひとりが適切な避難行動を取ることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。そのため、市は、避難情報がどのような考え方に基いているのか、居住地等にどのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等の一人ひとりや要配慮者利用施設、地下街等の所有者又は管理者が理解し、災害時に適時的確な避難行動を取ることができるとともに、施設管理者等による施設利用者の避難支援を判断できるように、ハザードマップ等を活用した実践的な訓練等を通じて、平時から周知徹底を図る必要がある。

(2) 居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢

これまでも行政は、水害・土砂災害を未然に防止する堤防・ダム、砂防堰堤等の施設整備によるハード対策を進めるとともに、避難情報や防災気象情報の改善、市の防災体制の整備等のソフト対策の充実を図ってきた。行政は、このような防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、地球温暖化に伴う気象状況の激化や、行政職員に限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設、行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれない場合も考えられる。例えば、災害リスクを減らすため、堤防・ダム、砂防堰堤等の施設の整備を着実に進める必要があるが、その能力には限界がある。

また、各居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあることから、市が一人ひとりの事情に即して避難情報の発令を行うことは困難である。気象現象が激

甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともある。被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともある。

したがって、居住者等は、このような既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動を取ることが必要である。

(3) 施設管理者等の責務等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。また、これら施設の利用者を以下「施設利用者」という。「施設管理者等」及び「施設利用者」は「居住者等」に含まれるが、本ガイドラインでは、「施設管理者等」及び「施設利用者」に関して特記したい場合にこれらの表現を用いることとする。）は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律等）により、施設利用者の非常災害対策計画、避難確保計画及び避難確保・浸水防止計画（以下「避難計画」という。）を作成することとされていることから、施設利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な避難計画を作成する必要がある。

また、平成29年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）に立地し、かつ、市地域防災計画に定められている社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられている。

施設管理者等は、施設利用者全員が安全に避難を完了できるよう、警戒レベル3高齢者等避難※発令等の早いタイミングから避難支援を行うことが基本である。

また、避難支援を円滑にできるよう、気象庁から警戒レベル2大雨・洪水・高潮注意報が発表された段階から、雨量や雨域の移動等の観測値、防災気象情報等をホームページ等で確認しておくことが望ましい。

他方、施設の実情に合わせた避難支援を行うことも考えられる。

※ 「高齢者等避難」における「高齢者等」とは、避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅又は施設利用の高齢者、障害のある人等及び避難を支援する者のこと。

2 避難行動（安全確保行動）

(1) 避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動を取れるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するために取る次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア 立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域等、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることから、その場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

なお、「立退き避難」は、自らが居る建物から離れ、避難するという意味で「水平避難」と呼称される場合もあれば、浸水から身を守るため上の方に避難するという意味で「垂直避難」と呼称される場合もある。

「立退き避難」の避難先例

- (ア) 指定緊急避難場所（切迫した災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設・場所）
- (イ) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先（これらが存する場所や避難経路が安全であることをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに、遠方にある場合は早めに避難する。）

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの判断でとり得る行動である。ただし、自宅・施設等自体は浸水するおそれがある

ため、「屋内安全確保」を行うためには、少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

「屋内安全確保」を行うための条件

- 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{*1}に存していないこと
- 自宅・施設等に浸水しない居室があること
- 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{*2}を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。

なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ

電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

「屋内安全確保」の行動例

(ア) 自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）

(イ) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）。

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった、又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害の発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況^{*}に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水したり、崖から離れた部屋まで土石流が流れ込むことがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。

また、災害が発生・切迫している状況下で市長から警戒レベル5緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。このため、市は、居住者等への避難情報の

周知・普及啓発の際、当該行動を取るような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

| ※ 「避難を安全にできない可能性がある状況」の例 |
|---|
| (災害発生後) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況 ・ 避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況 |
| (災害発生直前) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水や道路の路肩決壊等により被災するおそれがある。 ・ 立退き避難中に避難経路で土砂災害が発生し、被災するおそれがある。 ・ 大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれがある。 ・ 暴風による飛散物により被災するおそれがある。 ・ 立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれがある。 |

「緊急安全確保」の行動例（ただし、本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

(ア) 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。

(イ) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

3 避難情報と防災気象情報

「高齢者等避難」は、災対法第56条第2項を根拠規定としており、市長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市長は警戒レベル3「高齢者等避難」*1を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

なお、令和3年の災対法改正以前と同様に「高齢者等避難指示」とはしていない。これは、避難行動自体が負担になる高齢者等に対して発令頻度が高く、発令後に災害が発生し

ないいわゆる「空振り」が多い「高齢者等避難」を拘束力の強い指示という形で発令することが必ずしも適切ではないためである。

「避難指示」は、災対法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市長は、警戒レベル4「避難指示」※²を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。

「緊急安全確保」は、災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、「緊急安全確保」を指示することができる。この規定に基づき、市長は、警戒レベル5「緊急安全確保」※³を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「住民がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

なお、津波については、避難指示に警戒レベルを付さないこととしているが、記述が煩雑にならないよう、本ガイドラインでは避難情報全体について記述している場合は、避難情報に警戒レベルを付すこととする。

【警戒レベルの一覧表（周知・普及啓発用）】

| 警戒レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 行動を促す情報 |
|--------------------------------|------------------|------------------------------|----------------------|
| 5 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保！ | 緊急安全確保※ ¹ |
| ~~~~~ < 警戒レベル4までに必ず避難！ > ~~~~~ | | | |
| 4 | 災害の おそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（注） |
| 3 | 災害の おそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難※ ² | 高齢者等避難 |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁） |
| 1 | 今後気象状況悪化 のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 （気象庁） |

※¹ 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

※² 避難指示は、従来の避難勧告のタイミングで発令する。

※³ 警戒レベル5は、市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から必ず発令されるものではない。

【警戒レベルの一覧表】

| 避難情報等 | 居住者等が取るべき行動等 |
|---|--|
| <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)</p> | <p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない。）</p> <p>●居住者等が取るべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全に取ることができるとは限らず、また、本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |
| <p>【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)</p> | <p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
| <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)</p> | <p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等が取るべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| <p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p> | <p>●発表される状況：気象状況悪化</p> <p>●居住者等が取るべき行動：自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所、避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど避難に備え自らの避難行動を確認する。 |
| <p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p> | <p>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>●居住者等が取るべき行動：災害への心構えを高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど災害への心構えを高める。 |

警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

| 警戒レベル | 状況 | 住民が取るべき行動 | 住民に行動を促す情報 (避難情報等) |
|----------------------------|--------------|----------------|---------------------------------|
| 5 | 災害発生又は切迫 | 命の危険直ちに安全確保！ | 緊急安全確保 (必ず発令されるものではない) |
| ~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~ | | | |
| 4 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示 (従来の避難勧告の タイミンングで発令) |
| 3 | 災害のおそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難 | 高齢者等避難 |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認する | 洪水、大雨、高潮 注意報 |
| 1 | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 |

| 警戒レベル相当情報 | 住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報 | | 高潮に関する情報 |
|-----------|----------------------------|---------------------------------------|--|
| | 洪水に関する情報 | 土砂災害に関する情報 | |
| 5相当 | 水位周知河川 | 水位情報が ない場合 | |
| | 氾濫の発生 堤防天端到達 | 大雨特別警報 (浸水害) 危険度分布 ：黒 (災害切迫) | 大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布 ：黒 (災害切迫) |

| | | | | |
|-----|--------|--------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 4相当 | 氾濫危険水位 | 危険度分布 ：紫 (危険) | 土砂災害警戒情報 危険度分布 ：紫 (危険) | 高潮特別警報 高潮警報 |
| 3相当 | | 洪水警報 危険度分布 ：赤 (警戒) | 大雨警報 (土砂災害) 危険度分布 ：赤 (警戒) | 高潮警報に切り 替える可能性に 及する高潮注 意報 |
| 2相当 | 氾濫注意水位 | 危険度分布 ：黄 (注意) | 危険度分布 ：黄 (注意) | |
| 1相当 | | | | |

警戒レベル相当情報のほか、暴風や日没の時刻堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

4 発令基準例

(1) 「避難情報を発令する対象災害の確認」の基本的な考え方

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、洪水等と高潮など、複数の災害リスクに対し警戒する必要があることもある。本ガイドラインでは、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

(2) 「避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）」の基本的な考え方

自らの居住地が避難情報の対象となっていることを知ることで、災害の危険が自らに迫っているとの危機感を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が少なからず取り除かれることが期待されるため、避難情報の発令対象区域は、可能な限り災害リスクのある区域等に絞り込むことが重要である。

(3) 「避難情報の発令基準の設定（発令タイミングの設定）」の基本的な考え方

緊急時に避難情報の発令タイミングや発令対象区域の判断に迷うことが可能な限りないよう、また、避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態をおそれずに発令基準に基づき避難情報を発令できるよう、平時から様々な状況を想定した避難情報の発令基準を設定しておくべきである。

また、発令基準の運用が運用する者によって大きく異なることがないように可能な限り簡潔で明瞭な発令基準にすることが望ましい。

事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。

想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。

5 避難情報発令地区一覧（令和7年4月1日）

| 避難情報発令地区一覧（①等の数字は屋外防災行政無線番号） | | | | | | | |
|------------------------------|-------|-------|-----------|-------|------|------------|-------------|
| 柳井地区 82自治会＋恵愛会 | | | | | | | |
| 柳東小学校区 16自治会＋恵愛会 ②③④② | | | | | | | |
| 白潟東一 | 白潟東二 | 白潟西上 | 白潟西下 | 白潟西二 | 江の浦 | 宮本東 | 宮本西 |
| 宮野 | 大屋 | 大屋東 | 千才 | 野地 | 琴風 | 水口 | 恵愛会 |
| 琴風団地 | | | | | | | |
| 柳井小学校区 59自治会 ①④⑤④① | | | | | | | |
| 片野東 | 片野西 | 北中開作 | 東土手 | 新天地 | 山根 | 山根西 | 姫田 |
| 今市 | 新町 | 上田 | 東後地 | 西後地 | 尾の上 | 和田 | 忠信 |
| 広瀬 | 北町 | 新市六 | 新市中 | 新市三 | 天神二 | 天神北 | 天神南 |
| 土手 | 北浜 | 亀岡 | 魚町 | 久保 | 金屋 | 古市 | 中野 |
| 愛宕 | 洲崎 | 南浜 | 東大才 | 中大才 | 西大才 | みずほ | 柳町 |
| 東樋の上 | 西樋の上 | 中塚 | 箕越東 | 瀬戸側 | 土穂石 | 西土穂石 | 東向地 |
| 西向地 | 箕越南 | コープ柳井 | グランビュール南町 | サントピア | 南中開作 | サントノーレ柳井中央 | スイートレジデンス柳井 |
| 一丁田団地 グラン・シエロ柳井駅 ヴィークス柳井駅南 | | | | | | | |
| 柳北小学校区 7自治会 ⑥⑦⑧④① | | | | | | | |
| 国清 | 迫田 | 下馬皿 | 中馬皿 | 上馬皿 | 石井 | 黒杭 | |
| 日積地区 33自治会 | | | | | | | |
| 日積中山地区 7自治会 ⑩ | | | | | | | |
| 水梨 | 鷹の巣 | 堺原 | 大福原 | 正福 | 的場 | あそか苑 | |
| 日積大里地区 5自治会 ⑪ | | | | | | | |
| 尾崎原 | 宮の下 | 大里 | 北智雲院 | 中院 | | | |
| 日積大原地区 2自治会 ⑫ | | | | | | | |
| 大原 | 北小国 | | | | | | |
| 日積宮ヶ峠・小国地区 4自治会 ⑨ | | | | | | | |
| 小国 | 平和台 | 宮ヶ峠 | 東宮ヶ峠 | | | | |
| 日積若杉・割石・大谷地区 5自治会 ⑨⑬ | | | | | | | |
| 上若杉 | 若杉 | 大谷 | 割石 | 東割石 | | | |
| 日積忍道地区 5自治会 ⑨⑭④③ | | | | | | | |
| 忍道 | 早馬原 | 川谷 | 丸子 | 諏訪 | | | |
| 日積松ヶ段地区 5自治会 ⑭④④ | | | | | | | |
| 鍛冶屋原 | 宮ヶ原 | 南 | 坂川 | 岡村 | | | |
| 伊陸地区 22自治会 | | | | | | | |
| 伊陸東部 4自治会 ⑮⑯⑰⑱④⑤ | | | | | | | |
| 長野 | 木部 | 錦 | 北畑 | | | | |
| 伊陸北部 6自治会 ⑮⑯⑰⑱④⑤ | | | | | | | |
| 宗兼 | 中村 | 奥畑 | 門前 | 泉 | 宮ヶ原 | | |
| 伊陸西部 5自治会 ⑮⑯⑰⑱④⑤ | | | | | | | |
| 旭 | 久可地 | 丸山 | 松山 | 塩田地 | | | |
| 伊陸南部 7自治会 ⑮⑯⑰⑱④⑤ | | | | | | | |
| 藤の木 | 上大の口 | 中大の口 | 下大の口 | 大迫 | 上竹常 | 下竹常 | |
| 新庄地区 44自治会 | | | | | | | |
| 新庄山陽本線以南 17自治会 ⑲ | | | | | | | |
| 宮の下東 | 宮の下西 | 東富尾 | 下富尾 | 中富尾 | 上富尾 | 浜の内 | 幸南 |
| 苗代地 | 上苗代地 | 上大祖 | 築山 | 幸ヶ丘 | 下大祖南 | 下大祖中 | 下大祖北 |
| 深田 | | | | | | | |
| 新庄山陽本線以北 27自治会 ⑲ | | | | | | | |
| 宝泉 | 下沖原 | 中沖原 | 沖原 | 大倉 | 安行 | 林の西 | 林の東 |
| 水越 | 上り屋敷 | 佐保 | 篠原 | 中村 | 浜 | 山の口 | 新生 |
| 築出東一区 | 築出東二区 | 築出東三区 | つきで | 築出西 | 築出北 | わかば | 樋の口 |
| みどり | さくら | 向陽 | | | | | |

| 余田地区 19自治会 | | | | | | | |
|-------------------------------------|----|----|----|----|-----|-----|------|
| 余田山陽本線以南 8自治会(但し、別に小平尾の一部あり) ②①②②④⑦ | | | | | | | |
| 河添 | 中村 | 平田 | 尾林 | 西山 | 蓮台寺 | 晩ノ木 | 南小平尾 |
| 余田山陽本線以北 9自治会 ②①④⑥ | | | | | | | |
| 今出 | 中郷 | 院内 | 堀 | 小原 | 坂本 | 宝積台 | 平尾 |
| 小平尾 | | | | | | | |
| 余田保生地 1自治会 ④⑥ | | | | | | | |
| 保生地 | | | | | | | |
| 余田畑 1自治会 ⑧④⑥ | | | | | | | |
| 畑 | | | | | | | |

| 伊保庄地区 42自治会+伊保庄園 | | | | | | | |
|---------------------------|------|------|------|-------|-------|------|------|
| 柳井南小学校区 26自治会+伊保庄園 ②③②⑤②⑥ | | | | | | | |
| 病院 | 岩政 | 近長上 | 近長下 | 開作前 | 開作後 | 向田 | 八幡 |
| 大古庵 | 福井 | 郷中 | 岡河内 | 原 | 山近 | 小野上 | 小野下前 |
| 小野下後 | 浜前 | 浜後 | 中郷 | 空上 | 空下 | 和田石 | 黒島上 |
| 黒島下 | 伊保庄園 | ゆうわ苑 | | | | | |
| 小田小学校区 16自治会 ②④②⑤ | | | | | | | |
| 前瀬越 | 後瀬越 | 楠 | 神出 | 小木尾上 | 小木尾中 | 小木尾下 | 大木尾 |
| 上浜 | 東高須 | 西高須 | 高須住宅 | 東田布路木 | 西田布路木 | 旭ヶ丘 | みどり |

| 阿月地区 18自治会 | | | | | | | |
|------------------|------|------|---|----|-----|-----|--|
| 阿月池の浦地区 1自治会 ③⑩ | | | | | | | |
| 池の浦 | | | | | | | |
| 阿月相の浦地区 3自治会 ②⑨ | | | | | | | |
| 相の浦上 | 相の浦中 | 相の浦下 | | | | | |
| 阿月宇積地区 3自治会 ②⑦②⑧ | | | | | | | |
| 宇積 | 中村造船 | コスタ | | | | | |
| 阿月西地区 7自治会 ②⑦②⑧ | | | | | | | |
| 国清 | 竹の浦 | 松浦 | 西 | 和田 | 合中上 | 合中下 | |
| 阿月東地区 4自治会 ②⑦ | | | | | | | |
| 東 | 青木 | 吉毛 | 畑 | | | | |

| 平郡東地区 9自治会 | | | | | | | |
|---------------|----|----|-------|--------|----------|---------|-----|
| 平郡東地区 9自治会 ③① | | | | | | | |
| 内浜・阿宗 | 縄手 | 石仏 | 大江・中浜 | 河内・浦中手 | 中手・石原・佐保 | 上久保・下久保 | 江の尻 |
| 波止 | | | | | | | |

| 平郡西地区 3自治会 | | | | | | | |
|---------------|-----|----|--|--|--|--|--|
| 平郡西地区 3自治会 ③② | | | | | | | |
| 鶴甫 | 松葉川 | 伊場 | | | | | |

| 大島地区 39自治会 | | | | | | | |
|-----------------------|------|-------|-----|-----|-----|------|-----|
| 大島神代地区 19自治会 ③⑧③⑨④⑧④⑨ | | | | | | | |
| 殿畑 | 東本谷 | 中筋 | 西本谷 | 東浜 | 西浜 | 東瀬戸上 | 東瀬戸 |
| 西瀬戸 | 東石神 | 南石神 | 中石神 | 西石神 | 串 | 串ノ下 | 西畑 |
| 坂川 | 宮岬団地 | 東瀬戸住宅 | | | | | |
| 大島大島地区 11自治会 ③③③⑤③⑥③⑦ | | | | | | | |
| 大久保 | 住吉北 | 住吉南 | 天神東 | 天神西 | 本町東 | 本町中 | 本町西 |
| 上原東 | 西上原 | 本町団地 | | | | | |
| 大島遠崎地区 9自治会 ③④ | | | | | | | |
| 天王 | 東村 | 蛭子町 | 本町 | 御旅 | 宮の下 | 西里 | 杉ノ木 |
| 原善 | | | | | | | |

6 情報伝達

(1) 情報伝達時の実施・配慮事項

市は、災害発生の危険性がある状況において、災害の危険が去るまでの間、居住者等が適時的確な避難行動等を取ることができるよう、関係機関からの情報や自ら収集した情報等によりの確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。特に、夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合は、まだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令するなど居住者等が安全に立退き避難をできるよう早めに避難情報を発令すること。

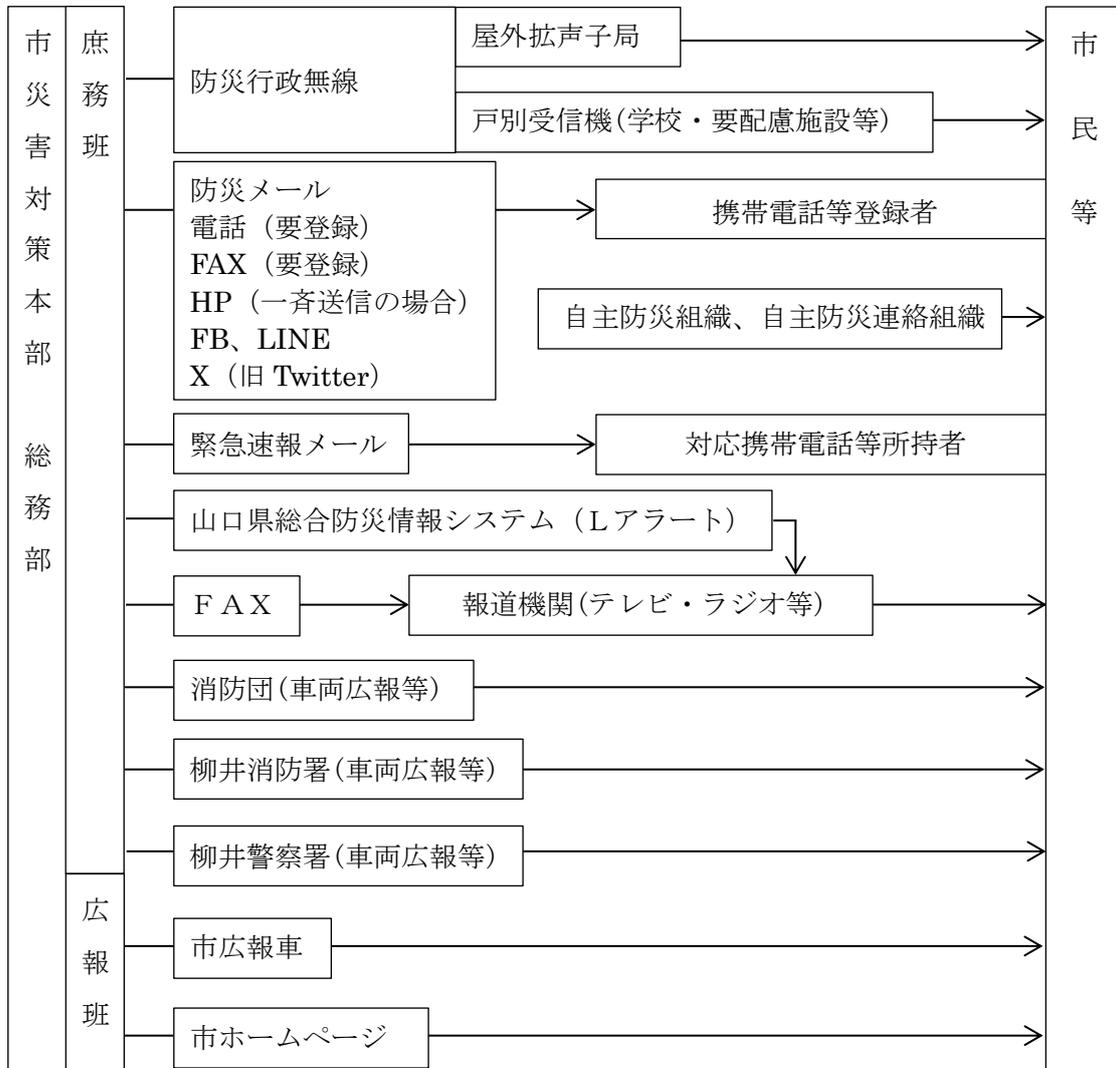
また、避難情報を発令したときは、市長は、その旨を県知事に報告する必要があるため、情報伝達先、手段を確認すべきである。この他、国土交通省の河川事務所や气象台、消防、警察等の関係機関にも情報伝達することが望ましい。

(2) 伝達手段の多様化・多重化

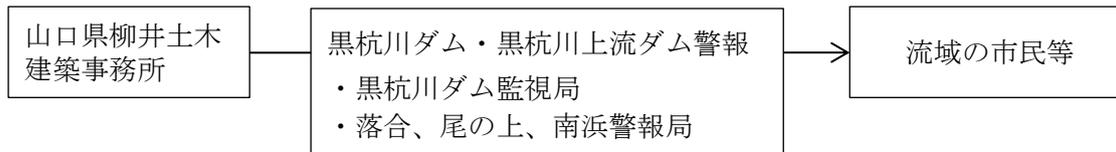
避難情報を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが基本である。

7 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達方法は、以下のとおり行うものとするが、その他の手段があれば積極的に活用するものとする。その場合、機器を活用する手段のほか、自主防災組織や自治会等による直接的な働きかけも積極的に促すものとする。



【ダムの放流通報】



【津波の場合】

津波災害時の車両等を用いた消防団等による直接的な避難広報は、活動可能時間が無い場合は行わない。

8 要配慮者等の避難

市は、要配慮者（警戒レベル3での避難が基本的には求められる避難に時間を要する又は独力では避難できない高齢者等に加え、外国人を含む。）等の施設利用者が円滑に避難を行うことができるように実効性のある取組を実施すべきである。特に、要配慮者利用施設等における避難については、施設管理者等に対し、避難計画を作成するに当たり、自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画としなければいけないことを平時から周知すべきである。

また、要配慮者利用施設の管理者等は、市、消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。在宅の避難行動要支援者の避難も含め、支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、市において、地域全体で実現性のある支援体制を構築すべきである。

なお、支援する立場の人は、自身の安全確保を最優先とすることに留意すべきである。

要配慮者への情報伝達に当たっては、それぞれの特性に応じた次に掲げる多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報伝達できる体制及び環境を整えておくべきである。

- ・聴覚障害者 : F A Xによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）、プラカード、津波フラッグ（津波に限る。）による視覚的な情報伝達、個別訪問
 - ・視覚障害者 : 受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機、放送や拡声器等を使用した呼びかけ、個別訪問
 - ・肢体不自由者 : フリーハンド用機器を備えた携帯電話
 - ・その他 : メーリングリスト等による送信
字幕放送・解説放送（副音声など2以上の音声を使用している放送番組 : 音声多重放送）・手話放送
SNS等のインターネットを通じた情報提供
やさしい日本語による情報提供
多言語による情報提供*
- ※ 多言語による防災情報の提供については、多言語で情報発信するアプリケーション（Safety tips 等）や行政機関（気象庁や市等）のホームページ等における防災情報の多言語化が重要である。その上で、その利用を市内の外国人に周知することが望ましい。周知方法として、例えば、市から外国人向けに以下のパンフレットの配布及びホームページ・SNSでの紹介等が考えられる。

<災害時に便利なアプリと WEB サイト（多言語）>

（電子ファイル：<https://www.bousai.go.jp/kokusai/web/index.html>）

9 防災情報入手先

(1) 下関地方気象台

URL : <https://www.data.jma.go.jp/shimonoseki/index.html>

情報 : 最新の気象情報、雨雲の動き、早期注意情報（警報級の可能性）等

(2) 国土交通省 川の防災情報

URL : <https://www.river.go.jp/index>

情報 : 川の水位、洪水予警報、ダム情報等

(3) 山口県土木防災情報システム

URL : https://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/kco_top.aspx

情報 : 雨量、河川の水位、監視カメラの映像、ダム情報等

- ・雨量情報（雨量局：平郡・日積・柳商橋・黒杭川ダム）
- ・水位情報（水位局：新庄・柳商橋・落合・灸川橋・下田布施）
- ・ダム情報（ダム局：黒杭川ダム・黒杭川上流ダム）

(4) 山口県土砂災害ポータル

URL : <https://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/portal/>

情報 : 土砂災害警戒情報や大雨により土砂災害の発生するおそれの高まっている地域の情報（土砂災害危険度情報）等

(5) 山口県高潮防災情報システム

URL : <https://t-bousai.doboku.pref.yamaguchi.lg.jp/czpc/>

情報 : 山口県の観測局の潮位、気圧、風速、風向等

(6) 柳井市ホームページ（危機管理課）

URL : <https://www.city-yanai.jp/site/bousai/>

情報 : 柳井市の防災対策、防災に関する計画等

(7) 柳井市防災メール

URL : <https://www.city-yanai.jp/site/bousai/mail.html>（登録方法紹介ページ）

情報 : 気象情報、避難所開設情報等

(8) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（柳井市公式アカウント）

- ・ X（旧 Twitter）

URL : <https://twitter.com/YanaiCity>

- ・ フェイスブック

URL : <https://www.facebook.com/city.yanai>

- ・ L I N E

URL : https://page.line.me/146alchh?oat_content=url&openQrModal=true

水害編

1 避難指示等の発令が必要となる区域

氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。

2 避難指示等の発令に参考となる情報

(1) 警報・注意報等

| | | | |
|-------------|------------|--|--------------|
| 注意報 | 大雨 | 表面雨量指数基準 12 土壌雨量指数基準 98 | |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 由宇川流域=7.9、柳井川流域=8.5、土穂石川流域=6.1 | |
| 警報 | 大雨 | 浸水害 | 表面雨量指数基準 26 |
| | | 土砂災害 | 土壌雨量指数基準 133 |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 由宇川流域=9.9、柳井川流域=10.7、土穂石川流域=7.7 | |
| 特別警報 | 大雨 | 事項ごとに以下の要件を満たす場合、大雨特別警報を発表する。 ・土砂災害 基準値に達する1キロ格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合 ・浸水害 基準値に達する1キロ格子が表面雨量指数においてはおおむね30格子、流域雨量指数においてはおおむね20格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合 ※ここでの「激しい雨」とは、10分間におおむね5ミリ以上（1時間におおむね30ミリ以上）の雨に相当 | |
| 記録的短時間大雨情報 | 1時間雨量100mm | | |
| 【発表区域】市町村単位 | | | |

(2) 水位危険度レベルと水位観測局

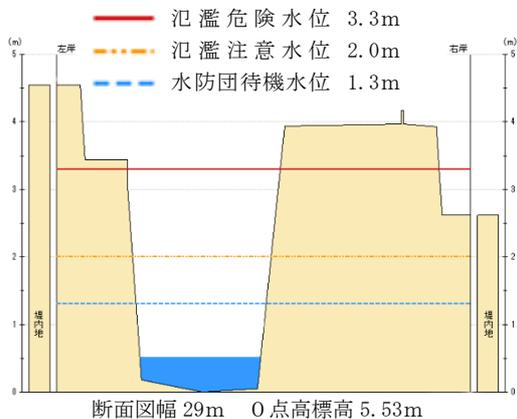
| 水位危険度レベル | 水位の名称等 | 警戒レベル |
|------------|----------------|----------------|
| レベル1水位 | 水防団待機水位(通報水位) | |
| レベル2水位(注意) | 氾濫注意水位(警戒水位) | 警戒レベル2相当情報[洪水] |
| レベル3水位(警戒) | 避難判断水位 | 警戒レベル3相当情報[洪水] |
| レベル4水位(危険) | 氾濫危険水位(特別警戒水位) | 警戒レベル4相当情報[洪水] |
| レベル5水位 | 氾濫の発生 | 警戒レベル5相当情報[洪水] |

※ 山口県の水位周知河川には、避難判断水位の設定はありません。

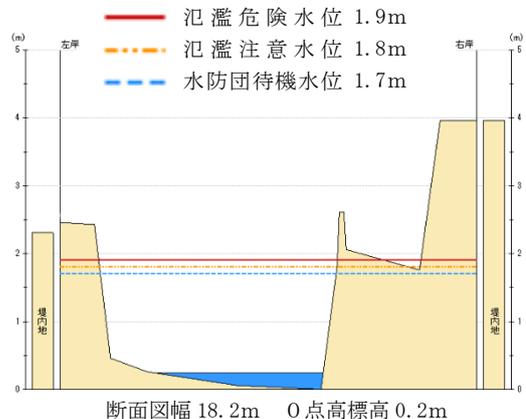
| 河川名 | 図番 | 水位観測所 | 管理者 | 地先名 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 |
|------|----|-------|-----|-----------------|---------------|--------------|--------|----------------|
| | | | | | 水防団待機水位(通報水位) | 氾濫注意水位(警戒水位) | 避難判断水位 | 氾濫危険水位(特別警戒水位) |
| 柳井川 | ① | 落合 | 県 | 柳井落合 | 1.3m | 2.0m | 設定なし | 3.3m |
| | ② | 柳商橋 | 県 | 柳井 3800-4 | 1.8m | 2.5m | 設定なし | 2.6m |
| 土穂石川 | ③ | 新庄 | 県 | 新庄 | 1.7m | 1.8m | 設定なし | 1.9m |
| 灸川 | ④ | 灸川橋 | 県 | 田布施町大波野砂田 343-3 | 0.8m | 1.0m | 設定なし | 1.1m |
| 田布施川 | ⑤ | 下田布施 | 県 | 大字下田布施 3590 | 2.2m | 2.7m | 設定なし | 4.2m |

【水位観測局断面図】

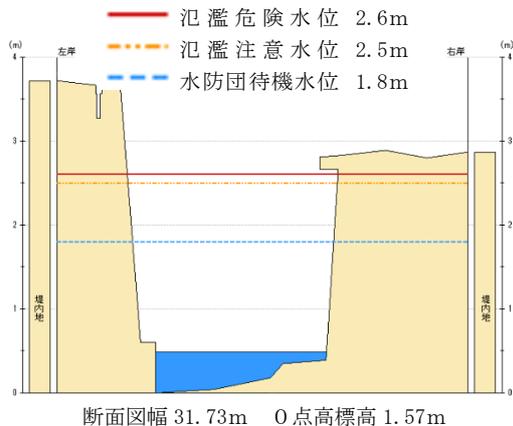
① 柳井川 [落合]



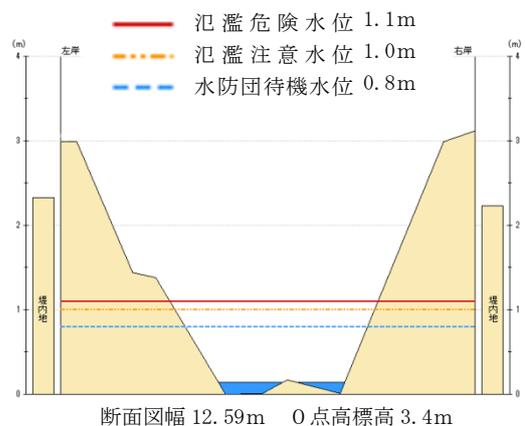
③ 土穂石川 [新庄]



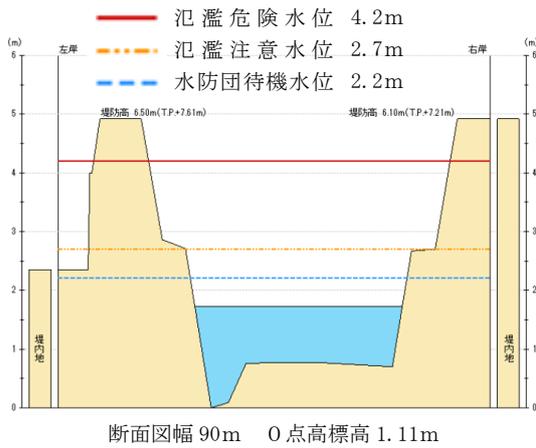
② 柳井川 [柳商橋]



④ 灸川 [灸川橋]

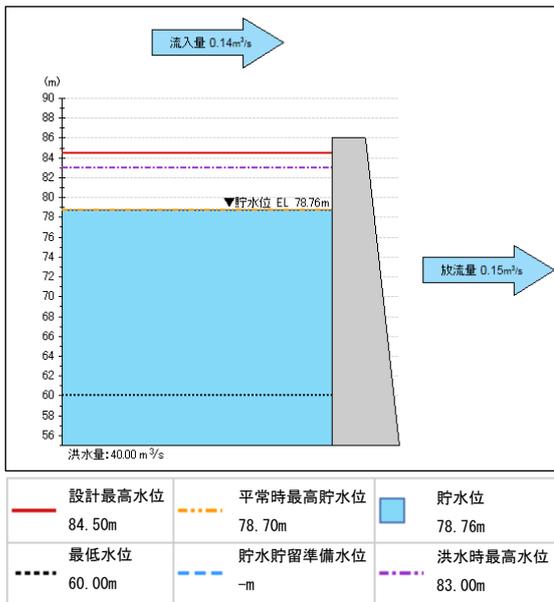


⑤ 田布施川 [下田布施]

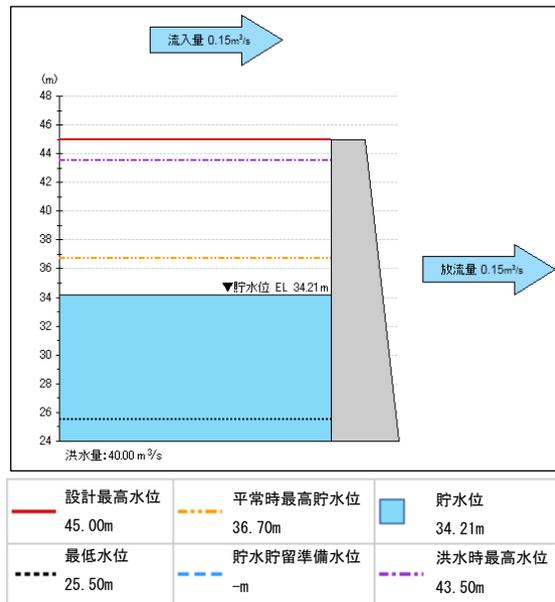


(3) ダム

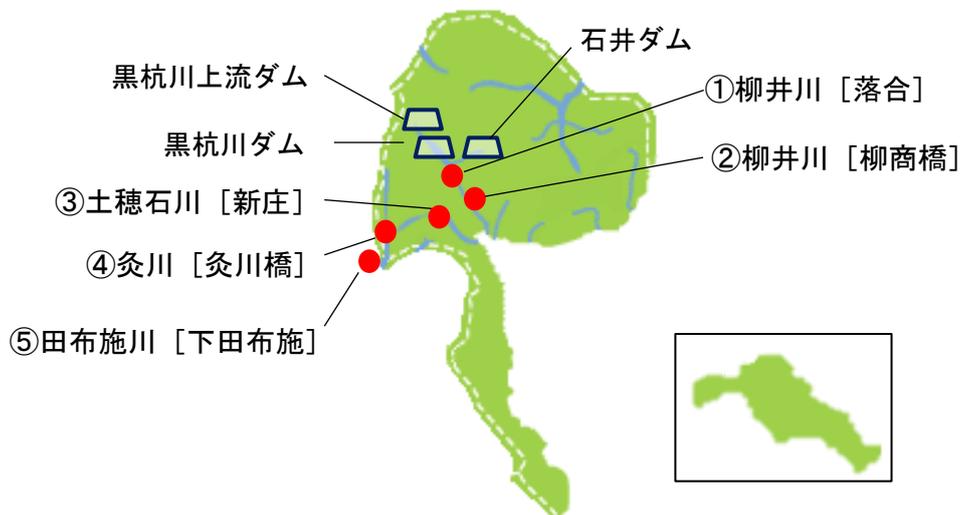
【黒杭川上流ダム】



【黒杭川ダム】



(4) 観測局等位置図



(5) 水位周知河川以外の河川（二級河川、準用河川）

| 地区 | 水系 | 河川名 |
|----|-----|------|
| 日積 | 由宇川 | 日積川 |
| 日積 | 由宇川 | 若杉川 |
| 日積 | 由宇川 | 大里川 |
| 日積 | 由宇川 | 御山田川 |
| 日積 | 由宇川 | 川谷川 |
| 日積 | 由宇川 | 大谷川 |
| 日積 | 由宇川 | 中山川 |
| 日積 | 由宇川 | 宮の下川 |
| 伊陸 | 島田川 | 砂田川 |
| 伊陸 | 島田川 | 四割川 |
| 伊陸 | 島田川 | 舞谷川 |
| 伊陸 | 由宇川 | 由宇川 |
| 伊陸 | 由宇川 | 長野川 |
| 伊陸 | 由宇川 | 修治川 |
| 伊陸 | 由宇川 | 勝治川 |
| 伊陸 | 由宇川 | 戸石川 |
| 伊陸 | 由宇川 | 大迫川 |
| 伊陸 | 由宇川 | 大の口川 |
| 柳井 | 柳井川 | 井向川 |
| 柳井 | 柳井川 | 黒杭川 |

| 地区 | 水系 | 河川名 |
|-----|------|------|
| 柳井 | 柳井川 | 土井川 |
| 柳井 | 柳井川 | 姫田川 |
| 柳井 | 大田川 | 大田川 |
| 柳井 | 片野川 | 片野川 |
| 柳井 | 片野川 | 大屋川 |
| 柳井 | 竜華川 | 竜華川 |
| 新庄 | 土穂石川 | 尺田川 |
| 新庄 | 土穂石川 | 法師田川 |
| 余田 | 土穂石川 | 坂本川 |
| 余田 | 田布施川 | 人数川 |
| 伊保庄 | 走田川 | 走田川 |
| 伊保庄 | 向田川 | 向田川 |
| 伊保庄 | 中村川 | 中村川 |
| 伊保庄 | 上八川 | 上八川 |
| 伊保庄 | 神出川 | 神出川 |
| 伊保庄 | 大木尾川 | 大木尾川 |
| 阿月 | 相の浦川 | 相の浦川 |
| 大島 | 滝川 | 滝川 |
| 大島 | 石神川 | 石神川 |
| 大島 | 境川 | 境川 |

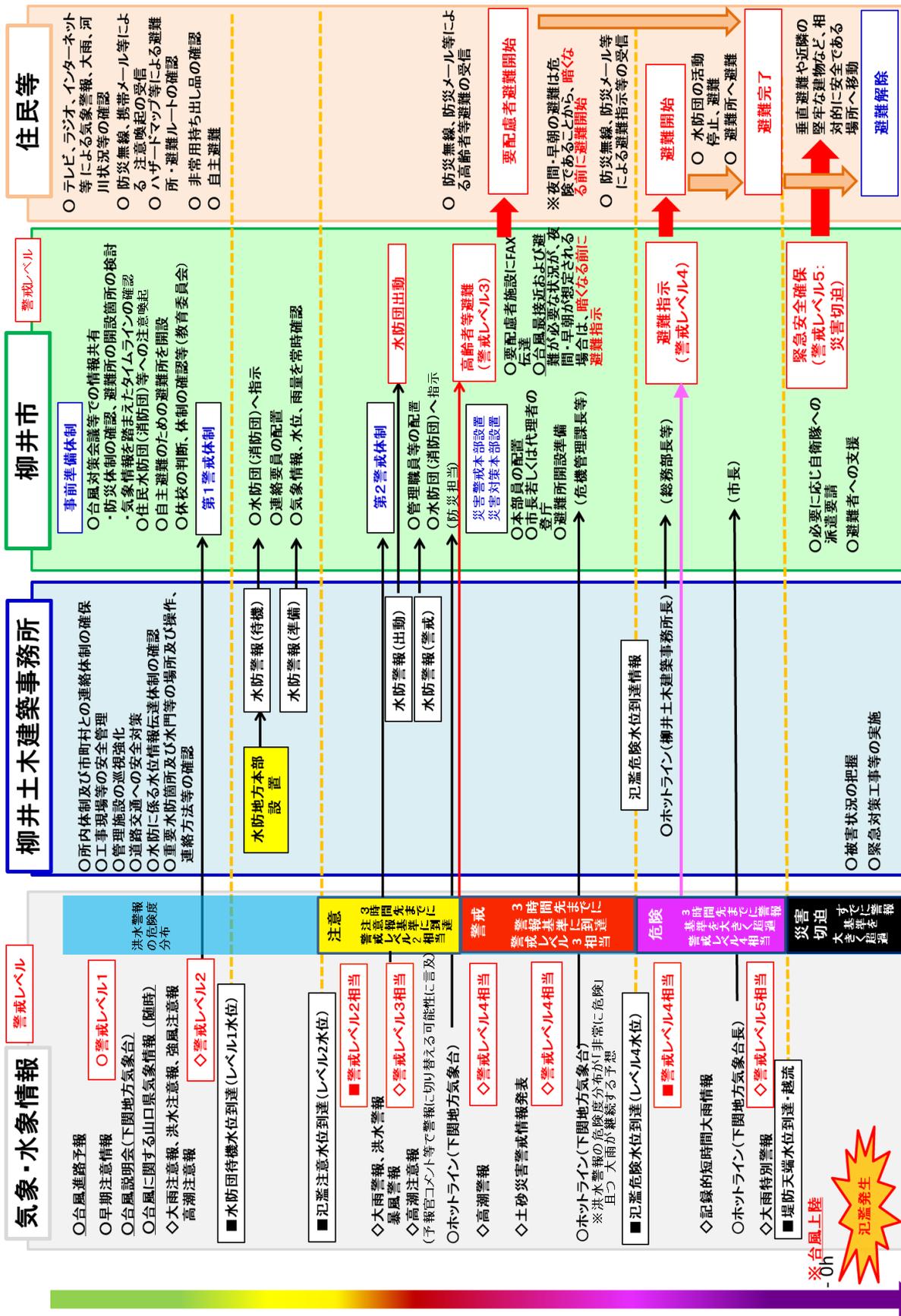
(6) ポンプ場及び排水機場

| |
|-------------|
| 宮本雨水ポンプ場 |
| 大水道雨水ポンプ場 |
| 田布施路木雨水ポンプ場 |
| 千才ポンプ場 |
| 西田布施路木ポンプ場 |
| 築出ポンプ場 |
| 宮の下ポンプ場 |

| |
|------------|
| 苗代地ポンプ場 |
| 古開作雨水ポンプ場 |
| 江の浦ポンプ場 |
| 東土穂石雨水ポンプ場 |
| 土穂石川排水機場 |
| 柳井川排水機場 |

3 避難指示等の判断フロー

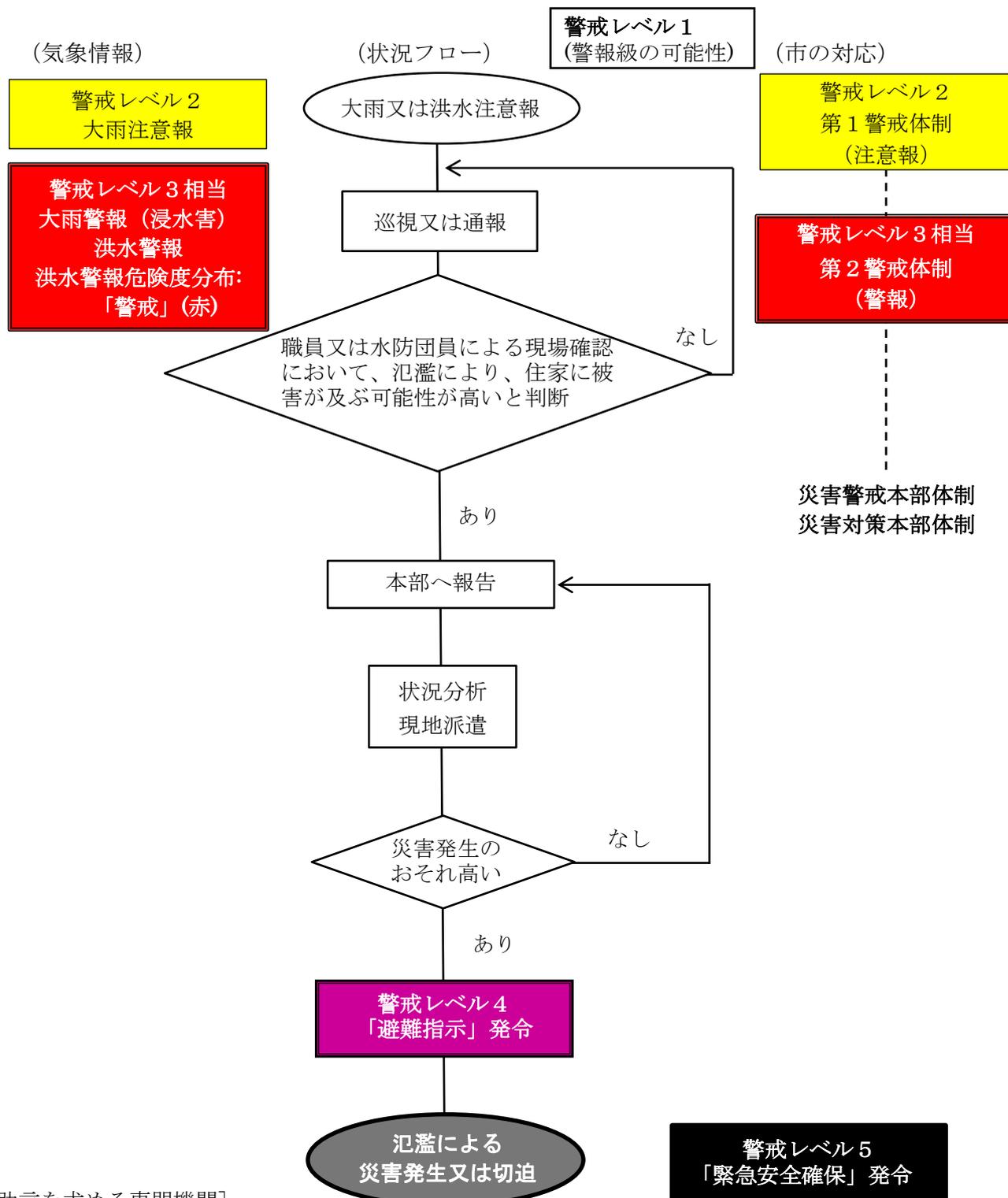
(1) 水位周知河川



※ 下線部分は、台風時。

(2) その他の河川

局所的な豪雨現象による可能性が高いときは時間的余裕のない場合がほとんどであることから、過去に氾濫が発生し、降水量等と氾濫との関係性が分かっている河川を除き、基本的に高齢者等避難は発令せず、避難指示の発令とする。



[助言を求める専門機関]

- ・ 下関地方気象台 (ホットラインの活用)
- ・ 県柳井土木建築事務所
- ・ 山口河川国道事務所

4 避難指示等の対象地区

(1) 水位周知河川（柳井川、土穂石川、灸川、田布施川）

発令地区

令和7年4月30日

| 柳井 | 自治会名 | 人口 | 世帯数 | 想定最大規模降雨 浸水想定自治会 | | | | | | 計画規模降雨 浸水想定自治会 | | | | | |
|------------|-------------|-----|-----|------------------|---------|---------|---------|---------|------|----------------|-----|--------|---------|---------|---------|
| | | | | 柳井川 | 土穂石川 | 灸川 | 田布施川 | 柳井川 | 土穂石川 | 灸川 | | | | | |
| 柳東小学校区 | 宮本東 | 361 | 152 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 宮本西 | 184 | 105 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 千才 | 192 | 106 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | | | 737人 | 363世帯 | 0人 | 0世帯 | 0人 | 0世帯 | 0人 | 0世帯 | 0人 | 0世帯 | 0人 | 0世帯 |
| 柳井小学校区 | 北中開作 | 188 | 93 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 東土手 | 148 | 91 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 新天地 | 61 | 38 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 山根 | 172 | 110 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 山根西 | 400 | 224 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 尾の上 | 507 | 222 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 忠信 | 149 | 81 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | |
| | 広瀬 | 735 | 347 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | |
| | 北町 | 836 | 351 | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | 新市六 | 46 | 22 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 新市中 | 221 | 123 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 新市三 | 63 | 43 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 天神二 | 106 | 58 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 天神北 | 21 | 16 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 天神南 | 74 | 37 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 土手 | 43 | 20 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 北浜 | 141 | 70 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 古市 | 216 | 98 | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | 中野 | 11 | 7 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 菱岩 | 19 | 9 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 洲崎 | 23 | 12 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 南浜 | 129 | 75 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 東大才 | 29 | 20 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 中大才 | 28 | 18 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 西大才 | 45 | 24 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | みずほ | 107 | 78 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 柳町 | 228 | 121 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 東樋の上 | 108 | 58 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 西樋の上 | 134 | 57 | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | 中塚 | 165 | 83 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 箕越東 | 313 | 162 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 瀬戸側 | 868 | 421 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 土穂石 | 411 | 216 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 西土穂石 | 322 | 173 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 東向地 | 522 | 282 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 西向地 | 394 | 232 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | 箕越南 | 202 | 135 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | コープ柳井 | 102 | 58 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | グランビュール南町 | 63 | 33 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| | ザントピア | 136 | 51 | ○ | | | | | | | | | ○ | | |
| | 南中開作 | 36 | 22 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | サントノーレ柳井中央 | 42 | 26 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | |
| | スイートレジデンス柳井 | 99 | 44 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| 一丁団地 | 44 | 19 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | | |
| グランシェエロ柳井駅 | 74 | 36 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | |
| ヴィークス柳井駅南 | 96 | 41 | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | |
| | | | | 8,877人 | 4,557世帯 | 5,275人 | 2,783世帯 | 0人 | 0世帯 | 0人 | 0世帯 | 6,461人 | 3,289世帯 | 4,203人 | 2,252世帯 |
| 柳北小学校区 | 迫田 | 124 | 68 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 下馬血 | 590 | 290 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 中馬血 | 577 | 270 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 上馬血 | 88 | 49 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 合計(柳井) | | | | 10,993人 | 5,597世帯 | 5,275人 | 2,783世帯 | 0人 | 0世帯 | 0人 | 0世帯 | 7,716人 | 3,898世帯 | 4,203人 |

| 新庄 | 自治会名 | 小計 | 小計 | 想定最大規模降雨 浸水想定自治会 | | | | | | 計画規模降雨 浸水想定自治会 | | | | | |
|----------|-------|-----|-----|------------------|-------|--------|-------|------|------|----------------|-----|------|-------|------|-------|
| | | | | 柳井川 | 土穂石川 | 灸川 | 田布施川 | 柳井川 | 土穂石川 | 灸川 | | | | | |
| 新庄山陽本線以南 | 宮の下東 | 44 | 24 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 宮の下西 | 80 | 38 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 下高尾 | 184 | 74 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 浜の内 | 96 | 50 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 苗代地 | 148 | 81 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 築山 | 128 | 61 | ○ | | | | | | | | | | | |
| 下大祖北 | 104 | 54 | ○ | | | ○ | | | ○ | | | ○ | | | |
| | | | | 784人 | 382世帯 | 784人 | 382世帯 | 104人 | 54世帯 | 0人 | 0世帯 | 540人 | 251世帯 | 540人 | 251世帯 |
| 新庄山陽本線以北 | 下沖原 | 254 | 124 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 篠原 | 111 | 55 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 中村 | 274 | 128 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 新生 | 101 | 59 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 築出東一区 | 76 | 38 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 築出東二区 | 119 | 56 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 築出東三区 | 81 | 44 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | つきで | 73 | 24 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 築出西 | 159 | 119 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 築出北 | 66 | 27 | ○ | | | | | | | | | | | |
| 合計(新庄) | | | | 1,060人 | 550世帯 | 1,314人 | 674世帯 | 0人 | 0世帯 | 0人 | 0世帯 | 893人 | 464世帯 | 893人 | 464世帯 |

| 余田 | 自治会名 | 想定最大規模降雨 浸水想定自治会 | | | | 計画規模降雨 浸水想定自治会 | | | | | | | | | | |
|-------------|------|------------------|---------|---------|--------|----------------|-------|-------|-------|------|--------|---------|--------|---------|-------|-------|
| | | 小計 | 小計 | 柳井川 | 土穂石川 | 灸川 | 田布施川 | 柳井川 | 土穂石川 | 灸川 | | | | | | |
| 余田山陽本線以南 | 河添 | 49 | 27 | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| | 平田 | 95 | 45 | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| | 尾林 | 131 | 75 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | |
| | 西山 | 44 | 25 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | |
| | 蓮台寺 | 34 | 17 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | |
| | 晩ノ木 | 22 | 9 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | |
| | 合計 | | | 0人 | 0世帯 | 375人 | 198世帯 | 375人 | 198世帯 | 78人 | 42世帯 | 0人 | 0世帯 | 297人 | 156世帯 | 231人 |
| 余田山陽本北 | 小平尾 | 117 | 61 | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| | 今出 | 64 | 29 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| | 堀 | 67 | 37 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | 小原 | 123 | 63 | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 平尾 | 135 | 47 | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 南小平尾 | 12 | 6 | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 合計(余田) | | | 0人 | 0世帯 | 518人 | 243世帯 | 181人 | 90世帯 | 0人 | 0世帯 | 0人 | 0世帯 | 184人 | 98世帯 | 117人 | 61世帯 |
| 避難指示等対象地区合計 | | | 0人 | 0世帯 | 893人 | 441世帯 | 556人 | 288世帯 | 78人 | 42世帯 | 0人 | 0世帯 | 481人 | 254世帯 | 348人 | 187世帯 |
| 避難指示等対象地区合計 | | | 12,837人 | 6,529世帯 | 8,266人 | 4,280世帯 | 660人 | 342世帯 | 78人 | 42世帯 | 9,149人 | 4,613世帯 | 6,117人 | 3,221世帯 | 348人 | 187世帯 |

(2) 柳井川を本流とする井向川、黒杭川、土井川、姫田川沿いの自治会

| 河川名 | 自治会 |
|-----|---------------------------|
| 井向川 | 尾の上 |
| 黒杭川 | 中馬皿 |
| 土井川 | 上馬皿 |
| 姫田川 | 上田、東後地、西後地、姫田、新町、魚町、土手、洲崎 |

※令和7年4月1日現在

(3) 土穂石川を本流とする尺田川、法師田川、坂本川沿いの自治会

| 河川名 | 自治会 |
|------|----------------------|
| 尺田川 | 上り屋敷、浜、築出西、新庄中村、宮の下東 |
| 法師田川 | 篠原、沖原、中沖原、下沖原、築山 |
| 坂本川 | 坂本、小原、堀 |

※令和7年4月1日現在

5 避難指示等の伝達文例

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例（洪水等）

- サイレン吹鳴（10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- ○○川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域（又は洪水浸水想定区域である○○地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域（又は○○地区）にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例（洪水等）

- サイレン吹鳴（10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- ○○川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域（又は洪水浸水想定区域である○○地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域（又は○○地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は自宅で避難しても構いません。
- （警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、次のような伝達をすることも考えられる。）ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保してください。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例（洪水等）

（河川氾濫が切迫している状況）

- サイレン吹鳴（10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- ○○川の水位が既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！
○○地区の洪水浸水想定区域（又は洪水浸水想定区域である○○地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域（又は○○地区）にいる方は、既に避難場所等への立

退き避難を安全にできない場合があります。

- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(河川氾濫を確認した状況)

- サイレン吹鳴（10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- ○○川の水位が○○付近で堤防を越え、氾濫が発生したため、○○地区の洪水浸水想定区域（又は洪水浸水想定区域である○○地区）に対し、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。

(注) 既に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みである場合は、再度発令することがないように注意する。
「警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令中です。」とする。

- ○○地区の洪水浸水想定区域（又は○○地区）にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

(4) サイレン吹鳴による伝達

避難情報を伝達する際は、サイレンを吹鳴する。

サイレンパターンは、高齢者等避難、避難指示ともに共通とし、吹鳴回数は状況に応じて決定することとする。

◎サイレンパターン 10秒吹鳴＋（音声） ※ 吹鳴回数は、状況に応じて決定する。

6 水防法第20条の規定による知事が定める水防信号

| 種 類 | 発信の方法 | |
|---|-----------------------------|--|
| | 警鐘信号による場合 | サイレンによる場合 |
| 警戒信号 (氾濫注意水位に達したことを知らせるもの) | ○ 休止 ○ 休止 ○ 休止 | ○ (約5秒) - 休止 (約15秒) ○ (約5秒) - 休止 (約15秒) ○ (約5秒) |
| 出動信号 (水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの) | ○-○-○休止 ○-○-○休止 ○-○-○ | ○ (約15秒) - 休止 (約5秒) ○ (約15秒) - 休止 (約5秒) ○ (約15秒) |

| | | |
|---|-----------------------------------|---------------------------------|
| 総出動信号 (必要と認める区域内居住者で水防活動が出来るもの全員が出動すべきことを知らせるもの) | ○-○-○-○休止 ○-○-○-○休止 ○-○-○-○ | ○ (約30秒) - 休止 (約5秒) ○ (約30秒) |
| 退避信号 (必要と認める区域内の居住者に対し、立ち退くべきことを知らせるもの) | 乱 打 | ○ (約1分) - 休止 (約5秒) ○ (約1分) |

- (1) 信号は、適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば、警鐘・サイレンを併用すること。
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

7 黒杭川ダム操作細則及び黒杭川上流ダム操作細則に定めるサイレン又は疑似音の吹鳴

| 種類 | 通知する時間 | 発信の方法 |
|-----------------|--|---------------------|
| | | サイレン吹鳴 |
| 放流 | (黒杭川ダム監視局のサイレン吹鳴) ・放流を行う約30分前 (落合水位警報局、尾上警報局及び南浜警報局のサイレン吹鳴) ・各警報局地点の水位が上昇すると予想される30分前 | ○ (約55秒) - 休止 (約5秒) |
| | | ○ (約55秒) - 休止 (約5秒) |
| | | ○ (約55秒) - 休止 (約5秒) |
| | | ○ (約55秒) - 休止 (約5秒) |
| | | ○ (約55秒) |
| | | [全体 4分55秒] |
| 放流連絡系統図 (約1時間前) | | |
| | | |

8 特別警報の取扱い

(1) 大雨特別警報

避難指示等発令の判断に際し、大雨特別警報の発表を待たないものとする。

(2) 台風等を要因とする大雨、暴風特別警報

ア 大型台風が接近している段階で最大級の警戒を要することを呼びかけるものであること。

イ 特定の地区や河川を対象とした警報ではないため、その時点で水位や河川の雨量が避難指示等の判断基準に達していない場合があること。

ウ 各河川で設定した判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難、避難指示を発令するよう努めること。

9 避難指示等の解除

避難指示等の解除は、十分に安全性の確認に努めた後に行うこと。

浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とすること。

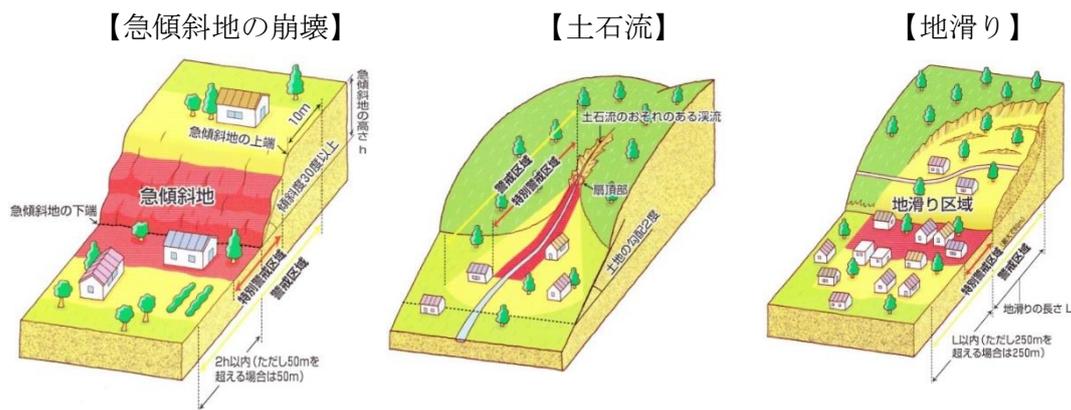
解除の伝達方法は、避難指示等の伝達方法を準用する。

土砂災害編

1 避難指示等の発令が必要となる区域

土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等を基本として設定する。

(1) 土砂災害警戒区域等



ア 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）（土砂災害防止法施行令第2条）

| | |
|---------|--|
| 急傾斜地の崩壊 | <p>傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象</p> <p>イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域</p> <p>ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域</p> <p>ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</p> |
| 土石流 | <p>山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象</p> <p>・土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</p> |
| 地滑り | <p>土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象</p> <p>イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）</p> <p>ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域</p> |

イ 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）（土砂災害防止法施行令第3条）

（土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域）

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。ただし、地滑りについては、

地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

(2) 土砂災害の前兆現象の例

| 五感 | 移動主体 | 土石流 | がけ崩れ | 地すべり |
|----|---------|--|---|--|
| 視覚 | 山・斜面・がけ | <ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる | <ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目がみえる ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす | <ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする |
| | 水 | <ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 | <ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす | <ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する |
| | 樹木 | <ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じりだす | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 | | <ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く |
| 聴覚 | | <ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする |
| 嗅覚 | | <ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする | | |

(注) 上記のほか、地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は、発生する直前であるため、ただちに避難行動を取るべきである。

※ 表については、国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」（平成18年3月）からの転載、注書については、内閣府が記載

「令和3年5月内閣府（防災担当）避難情報に関するガイドライン別冊資料Ⅱ土砂災害の前兆現象について」から転載

2 避難指示等の発令に参考となる情報

(1) 警報・注意報等

| | | | |
|-------------|------------|---|-------------|
| 注意報 | 大雨 | 表面雨量指数基準12 土壌雨量指数基準98 | |
| 警報 | 大雨 | 浸水害 | 表面雨量指数基準26 |
| | | 土砂災害 | 土壌雨量指数基準133 |
| 特別警報 | 大雨 | 事項ごとに以下の要件を満たす場合、大雨特別警報を発表する。 ・土砂災害 基準値に達する1キロ格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合 ・浸水害 基準値に達する1キロ格子が表面雨量指数においてはおおむね30格子、流域雨量指数においてはおおむね20格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合 ※ ここでの「激しい雨」とは、10分間におおむね5ミリ以上（1時間におおむね30ミリ以上）の雨に相当 | |
| 記録的短時間大雨情報 | 1時間雨量100mm | | |
| 【発表区域】市町村単位 | | | |

(2) 土砂災害警戒情報

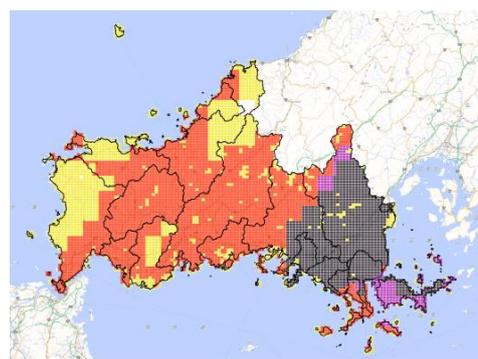
土砂災害警戒情報とは、大雨で土砂災害のおそれがある時、山口県と下関地方気象台が大雨警報発表後に市町ごとに発表する防災情報である。土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。したがって、土砂災害警戒情報を早めの避難に役立てることのほか、土砂災害警戒情報等が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、普段とは異なる状況（一般に「土砂災害の前兆現象」と言う。）に気が付いた場合には、直ちに周りの人と安全な場所に避難するとともに、市等に連絡してもらおうよう周知しておくことが必要である。

(3) 土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報とは、土砂災害警戒情報を補足するため、降雨による地域の詳細な危険度を1km格子ごとに4段階で情報提供するもの。土砂災害警戒情報と合わせ、避難の目安として活用する（15 ページ「山口県土砂災害ポータル」のサイトで確認）。

- 災害切迫（警戒レベル5相当）
- 危険（警戒レベル4相当）
- 警戒（警戒レベル3相当）
- 注意（警戒レベル2相当）



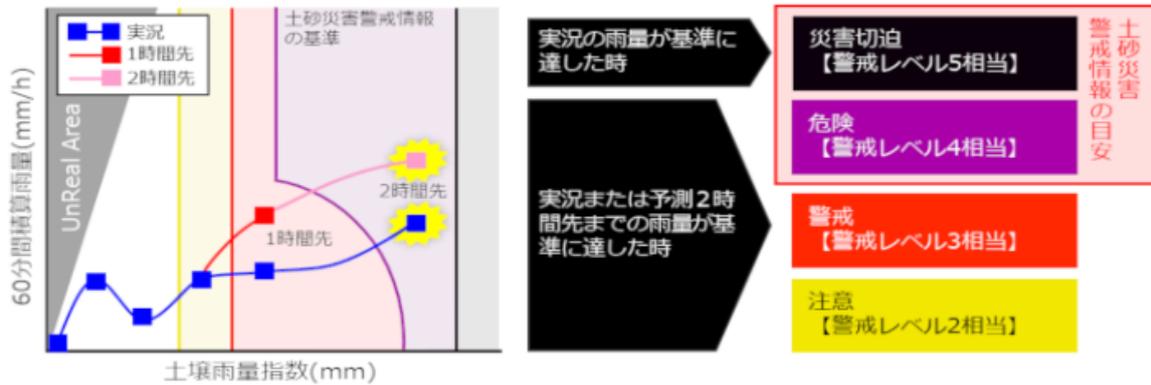
土砂災害危険度情報画面例

土砂災害危険度情報の見方

| 危険度のレベル | レベルが示す状況と対処方法 | |
|-----------------------------|---|--|
| ■ 災害切迫 (警戒レベル5相当) | <ul style="list-style-type: none"> 命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 直ちに身の安全を確保。 | |
| ■ 危険 (警戒レベル4相当) | <ul style="list-style-type: none"> 命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。 速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。 | |
| ■ 警戒 (警戒レベル3相当) | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害への警戒が必要な状況。 高齢者等は速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。 高齢者等以外の方も避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。 | |
| ■ 注意 (警戒レベル2相当) | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害への注意が必要な状況。 ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。 | |

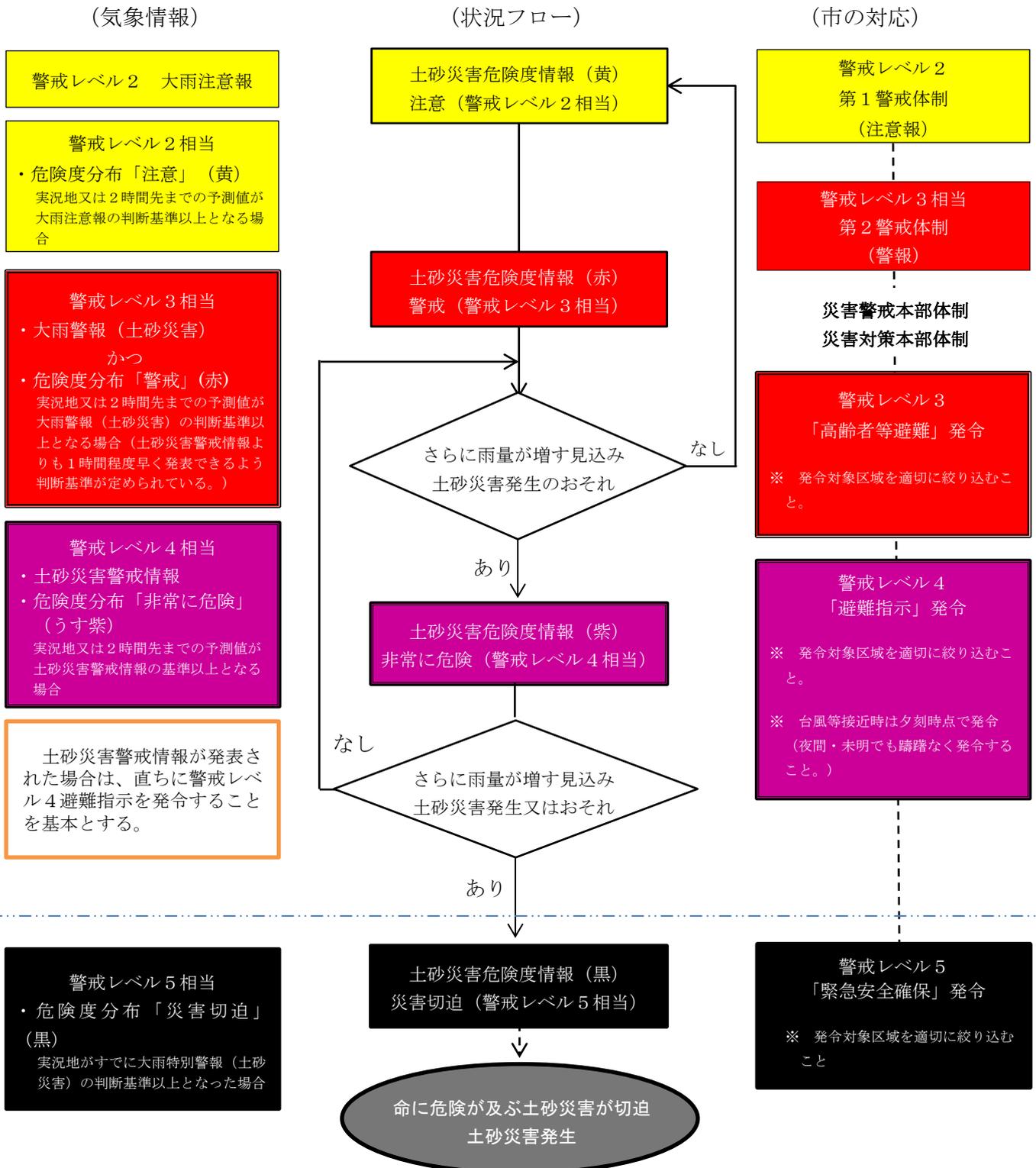
土砂災害危険度情報の判定

| 危険度 | 判定ルール | 備考 |
|------------------------------|---|-----------------|
| 災害切迫 | 警戒レベル5相当 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達 | 土砂災害 警戒情報の目安 |
| ~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~ | | |
| 危険 | 警戒レベル4相当 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 | 大雨警報の目安 |
| 警戒 | 警戒レベル3相当 2時間先までに警報基準に到達すると予想 | |
| 注意 | 警戒レベル2相当 2時間先までに注意報基準に到達すると予想 | |



3 避難指示等の判断フロー

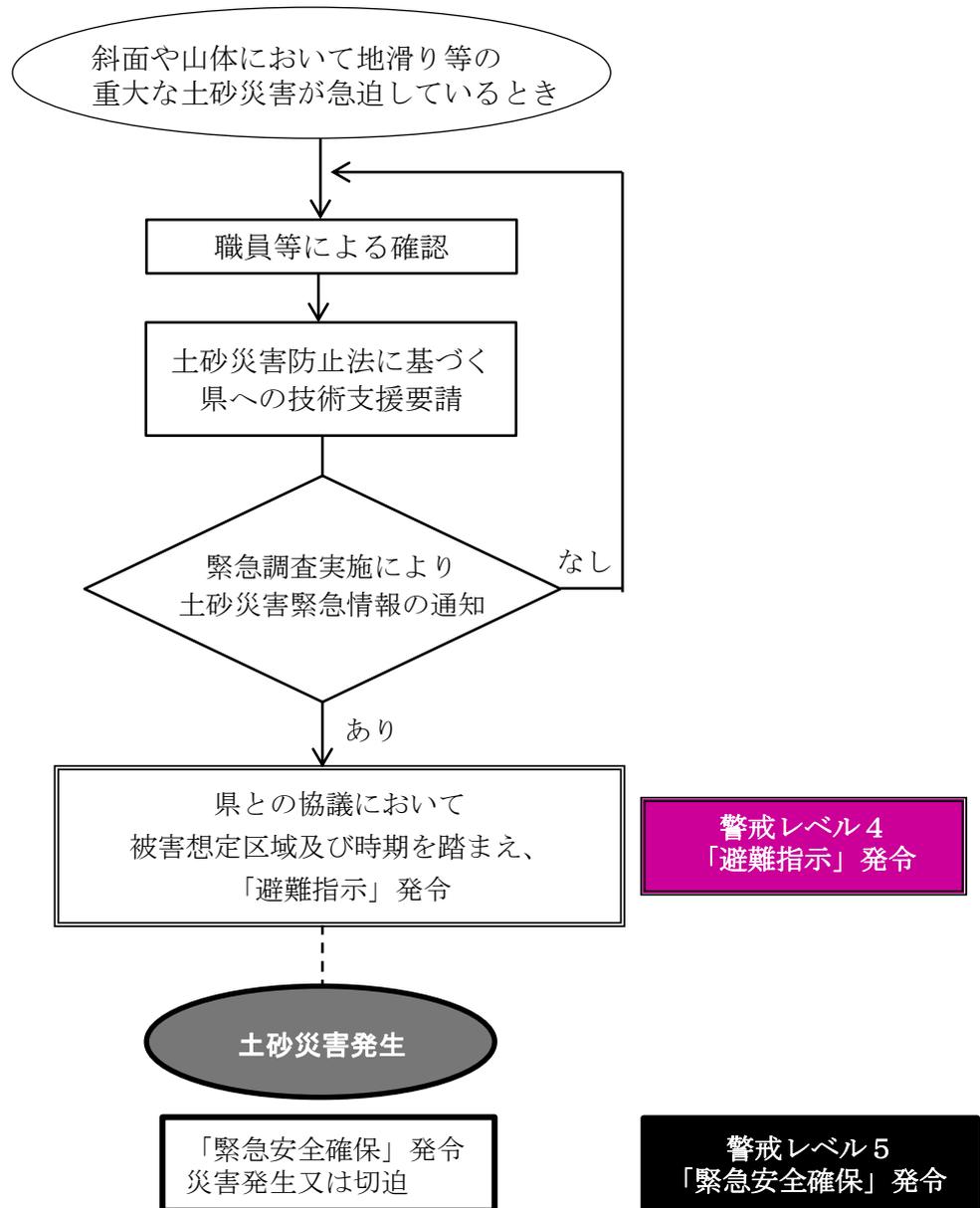
(1) 雨量等を主要因として判断するもの



[助言を求める専門機関]

- ・ 下関地方気象台 (ホットラインの活用)
- ・ 県柳井土木建築事務所

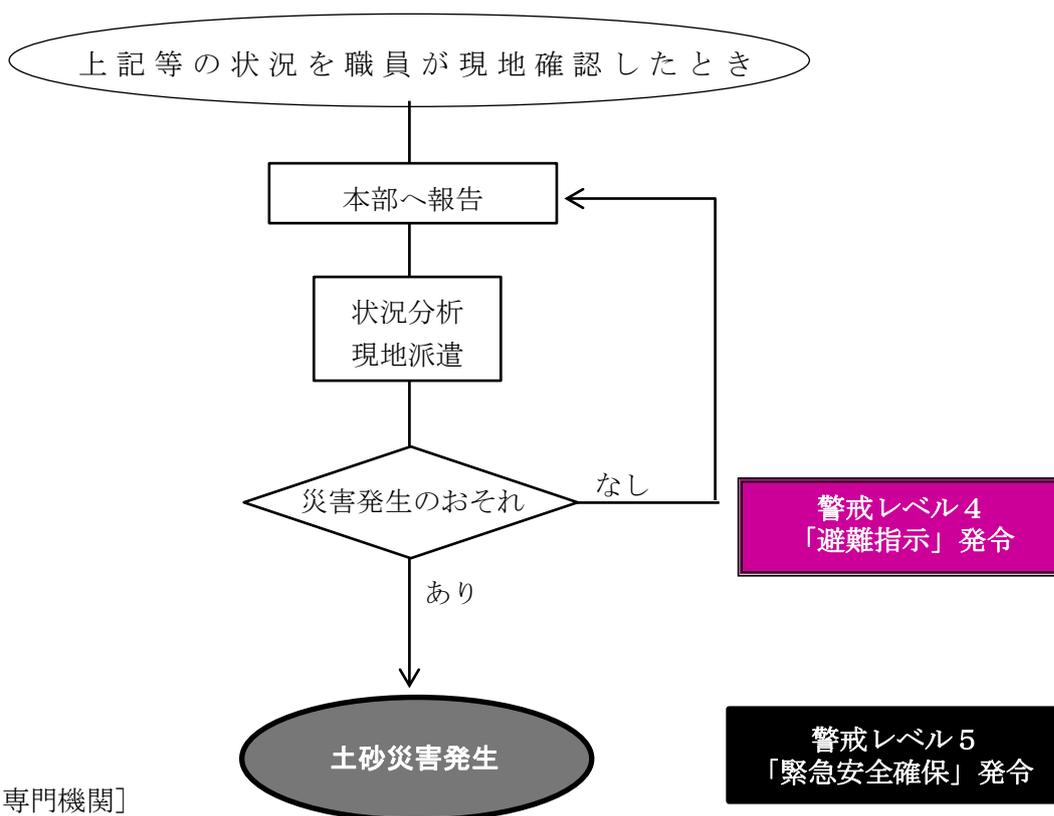
(2) 斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等を主要因として判断するもの



[助言を求める専門機関]
・ 県柳井土木建築事務所

(3) その他、緊急の場合に現場において判断するもの

| | 2～3時間前 | 1～2時間前 | 直前 |
|-----|---------------------------|--|---|
| 崖崩れ | 湧水量の増加 表面流の発生 | 小石がぱらぱら落下 新たな湧水の発生 湧水の濁り | 湧水の停止 湧水の噴き出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がぼろぼろ落下 地鳴り |
| 土石流 | 流水の異常な濁り | 溪流内で転石の音 流木発生 | 土石流の発生 土臭いにおい 溪流の急激な濁り 溪流水位激減 地鳴り |
| 地滑り | 井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加 | 池や沼の水かさの急変 亀裂・段差の発生・拡大 落石・小崩壊の発生 斜面のはらみだし 構造物のはらみだし・クラック 根の切れる音、樹木の傾き | 地鳴り・山鳴り 地面の震動 |



[助言を求める専門機関]

- ・ 下関地方気象台
- ・ 県柳井土木建築事務所

(4) その他によるもの

(1)～(3)の判断フローとは別に、土砂災害防止法に基づく国又は県による緊急調査において「土砂災害緊急情報」の通知を受けたときは、国又は県との協議により被害想定区域及び時期を踏まえ、避難指示を発令するものとする。

4 避難指示等の伝達文例

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例（土砂災害）

- サイレン吹鳴（10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例（土砂災害）

- サイレン吹鳴（10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- （警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、次のような伝達をすることも考えられる。）ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例（土砂災害）

（土砂災害発生が切迫している状況）

- サイレン吹鳴（10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 〇〇市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 〇〇地区の方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(土砂災害発生を確認した状況)

- サイレン吹鳴（10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- ○○地区で土砂災害が発生したため、○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

(注) 既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、再度発令することがないように注意する。

「警戒レベル5「緊急安全確保」を発令中です。」とする。

- ○○地区は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

(4) サイレン吹鳴による伝達

避難情報を伝達する際は、サイレンを吹鳴する。

サイレンパターンは、高齢者等避難、避難指示ともに共通とし、吹鳴回数は状況に応じて決定することとする。

◎サイレンパターン 10秒吹鳴＋（音声） ※ 吹鳴回数は状況に応じて決定する。

5 避難指示等の解除

避難指示等の解除は、十分に安全性の確認に努めた後に行うこと。

土砂災害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での災害の危険が解消した段階を基本とすること。

なお、土砂災害防止法第32条に基づき、国又は県に対し、必要な助言を求めることができる。

解除の伝達方法は、避難指示等の伝達方法を準用する。

高潮災害編

1 避難指示等の発令が必要となる区域

高潮発生の切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本として設定する。

2 避難指示等の発令に参考となる情報

(1) 警報・注意報等発表基準

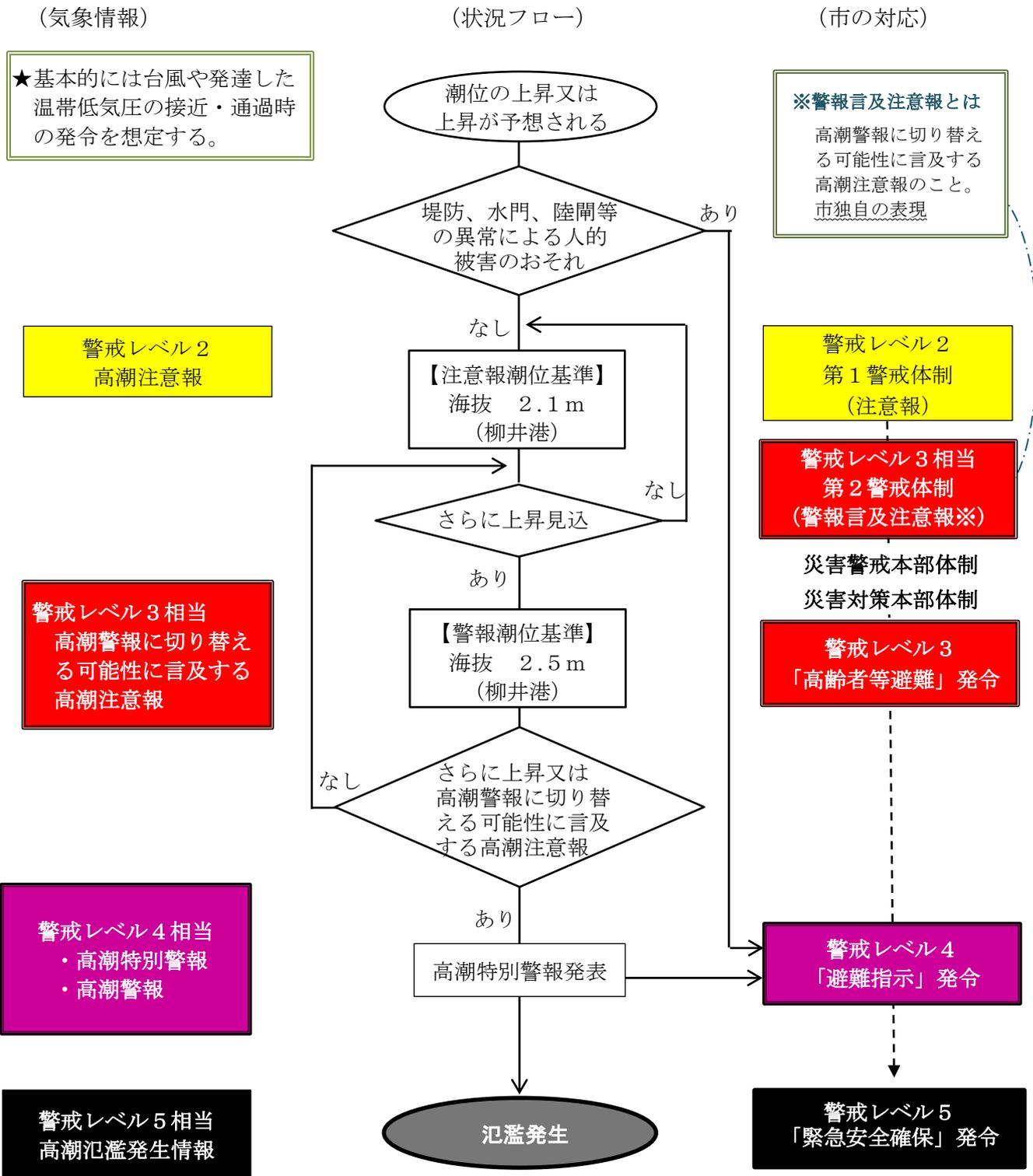
| | | | |
|-------------|----|---------------------------|---------------|
| 注意報 | 強風 | 平均風速（陸上）10m/s （海上）10m/s | |
| | 波浪 | 有義波高 1.5m | |
| | 高潮 | 潮位 2.1m | |
| 警報 | 暴風 | 平均風速（陸上）20m/s （海上）20m/s | |
| | 波浪 | 有義波高 3.0m | |
| | 高潮 | 潮位 2.5m | |
| 特別警報 | 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により | 暴風が吹くと予想される場合 |
| | 高潮 | | 高潮になると予想される場合 |
| | 波浪 | | 高波になると予想される場合 |
| 【発表区域】市町村単位 | | | |

(2) 警報等気象情報の特性

高潮警報は、潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻とともに市町村ごとに発表される。

高潮特別警報は、中心気圧930ヘクトパスカル(hPa)以下、又は最大風速毎秒50メートル(m/s)以上（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上）の伊勢湾台風級の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。そのような台風の襲来が予想されるときには、上陸24時間前に、気象庁から特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や記者会見により周知される。特別警報発表の判断は、台風上陸12時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、全て特別警報として発表され、その時点で高潮警報が発表されていない市町村についても、台風が近づくに従い、潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前のタイミングで、高潮特別警報が発表される。

3 避難指示等の判断フロー



[助言を求める専門機関]

- ・ 下関地方気象台
- ・ 県柳井土木建築事務所
- ・ 山口河川国道事務所

※柳井市（柳井港）の高潮警報及び注意報の潮位基準は、2004年台風18号をもとに設定し、現地調査のもと2011年から警報2.5m、注意報2.1mとして運用。

4 避難指示等の対象地区

| | | | | | | | |
|---------------------|-------|----------|------|------------|-------------|-------|------------|
| 柳井地区 57自治会 | | | | | | | |
| 柳東小学校区 7自治会 | | | | | | | |
| 白潟東二 | 白潟西二 | 江の浦 | 宮本東 | 宮本西 | 宮野 | 千才 | |
| 柳井小学校区 49自治会 | | | | | | | |
| 北中開作 | 東土手 | 新天地 | 山根 | 山根西 | 尾の上 | 忠信 | 広瀬 |
| 北町 | 新市六 | 新市中 | 新市三 | 天神二 | 天神北 | 天神南 | 土手 |
| 北浜 | 亀岡 | 魚町 | 久保 | 金屋 | 古市 | 中野 | 愛宕 |
| 洲崎 | 南浜 | 東大才 | 中大才 | 西大才 | みずほ | 柳町 | 東樋の上 |
| 西樋の上 | 中塚 | 箕越東 | 瀬戸側 | 土穂石 | 西土穂石 | 東向地 | 西向地 |
| 箕越南 | コープ柳井 | グランビュー南町 | 南中開作 | サントノーレ柳井中央 | スイートレジデンス柳井 | 一丁田団地 | グラン・シエロ柳井駅 |
| ヴィークス柳井駅南 | | | | | | | |
| 柳北小学校区 1自治会 | | | | | | | |
| 下馬皿 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------------------|------|-----|-----|-------|-------|-------|------|
| 新庄地区 20自治会 | | | | | | | |
| 新庄山陽本線以南 10自治会 | | | | | | | |
| 宮の下東 | 宮の下西 | 下富尾 | 浜の内 | 苗代地 | 築山 | 下大祖南 | 下大祖中 |
| 下大祖北 | 深田 | | | | | | |
| 新庄山陽本線以北 10自治会 | | | | | | | |
| 下沖原 | 篠原 | 中村 | 新生 | 築出東一区 | 築出東二区 | 築出東三区 | つきで |
| 築出西 | 築出北 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------------------|----|-----|----|-----|-----|--|--|
| 余田地区 9自治会 | | | | | | | |
| 余田山陽本線以南 6自治会 | | | | | | | |
| 河添 | 平田 | 尾林 | 西山 | 蓮台寺 | 晩ノ木 | | |
| 余田山陽本線以北 3自治会 | | | | | | | |
| 今出 | 堀 | 小平尾 | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------------------|-------|-----|------|------|-----|------|------|
| 伊保庄地区 25自治会 | | | | | | | |
| 柳井南小学校区 13自治会 | | | | | | | |
| 病院 | 岩政 | 近長上 | 近長下 | 開作前 | 開作後 | 小野下前 | 小野下後 |
| 浜前 | 浜後 | 黒島上 | 黒島下 | ゆうわ苑 | | | |
| 小田小学校区 12自治会 | | | | | | | |
| 前瀬越 | 後瀬越 | 神出 | 小木尾下 | 上浜 | 東高須 | 西高須 | 高須住宅 |
| 東田布路木 | 西田布路木 | 旭ヶ丘 | みどり | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------|------|---|----|-----|-----|--|--|
| 阿月地区 11自治会 | | | | | | | |
| 阿月池の浦地区 1自治会 | | | | | | | |
| 池の浦 | | | | | | | |
| 阿月相の浦地区 1自治会 | | | | | | | |
| 相の浦中 | | | | | | | |
| 阿月宇積地区 2自治会 | | | | | | | |
| 宇積 | 中村造船 | | | | | | |
| 阿月西地区 6自治会 | | | | | | | |
| 竹の浦 | 松浦 | 西 | 和田 | 合中上 | 合中下 | | |
| 阿月東地区 1自治会 | | | | | | | |
| 東 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-------------------|----|----|-------|--------|----------|---------|-----|
| 平郡東地区 9自治会 | | | | | | | |
| 平郡東地区 9自治会 | | | | | | | |
| 内浜・阿宗 | 縄手 | 石仏 | 大江・中浜 | 河内・浦中手 | 中手・石原・佐保 | 上久保・下久保 | 江の尻 |
| 波止 | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------|-----|----|--|
| 平郡西地区 3自治会 | | | |
| 平郡西地区 3自治会 | | | |
| 鶴甫 | 松葉川 | 伊場 | |

| | | | | | | | |
|-------------------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 大島地区 24自治会 | | | | | | | |
| 大島神代地区 11自治会 | | | | | | | |
| 中筋 | 東浜 | 西浜 | 東瀬戸上 | 東瀬戸 | 西瀬戸 | 東石神 | 南石神 |
| 中石神 | 西石神 | 串ノ下 | | | | | |
| 大島大島地区 7自治会 | | | | | | | |
| 住吉北 | 住吉南 | 天神西 | 本町東 | 本町中 | 本町西 | 西上原 | |
| 大島遠崎地区 6自治会 | | | | | | | |
| 天王 | 東村 | 蛭子町 | 本町 | 御旅 | 西里 | | |

5 避難指示等の伝達文例

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例（高潮）

- サイレン吹鳴（10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- （必要に応じて伝達する。）今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例（高潮）

- サイレン吹鳴（10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構

いません。

- (警戒レベル5 緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を発令する場合等においては、次のような伝達をすることも考えられる。) ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
- (必要に応じて伝達する。) 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

(3) 【警戒レベル5】 緊急安全確保の伝達文の例 (高潮)

(高潮氾濫が切迫している状況)

- サイレン吹鳴 (10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応)
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- ○○地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、○○地区の高潮浸水想定区域 (又は、高潮浸水想定区域である○○地区) に対し、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。
- ○○地区の高潮浸水想定区域 (又は、○○地区) にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(高潮氾濫発生を確認した状況)

- サイレン吹鳴 (10秒を基本とし、回数は臨機応変に対応)
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- ○○地区で高潮氾濫が発生したため、○○地区の高潮浸水想定区域 (又は、高潮浸水想定区域である○○地区) に対し、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。

(注) 既に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みである場合は、再度発令することがないよう注意する。

「警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令中です。」とする。

- ○○地区の高潮浸水想定区域 (又は、○○地区) にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

(4) サイレン吹鳴による伝達

避難情報を伝達する際は、サイレンを吹鳴する。

サイレンパターンは、高齢者等避難、避難指示ともに共通とし、吹鳴回数は状況に応じて決定することとする。

◎サイレンパターン 10秒吹鳴＋（音声） ※吹鳴回数は状況に応じて決定する。

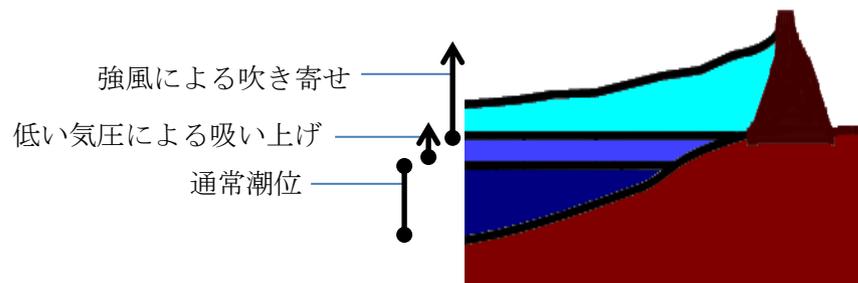
6 防災情報（気圧等）の見方

気圧を表す単位をヘクトパスカル（hPa）といい、日本での1気圧は約1,013hPa。台風
の気圧は中心にいくほど低くなり、1hPa下がると海面は約1cm高くなる。

台風による高潮の最大潮位(h)は、「 $h = a \Delta p + b (W \times W) \cos A$ 」により推算。 Δp
は中心の気圧深度（1,013hPa※－中心気圧）、Wは最大風速（m/秒）、Aは最大風速の風向
と湾の開口方向との角度、aはほぼ1、bは湾の地形によって決まる値で0.0015～0.002。

例えば、中心気圧950hPa、最大風速が40m/秒の台風が襲来した場合、理論上、気圧によ
る吸い上げだけで63cm、これに強風による吸い寄せが加わることとなり、かなりの潮の上
昇が懸念されることとなる。

※ 山口県地域防災計画第3編第13章水防計画における水防警報の様式は1,010hPaとして
いる。



7 避難指示等の解除

避難指示等の解除は、十分に安全性の確認に努めた後に行うこと。

浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した
段階を基本とすること。

解除の伝達方法は、避難指示等の伝達方法を準用する。

津波災害編

1 避難指示等の発令が必要となる区域

津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本として設定する。

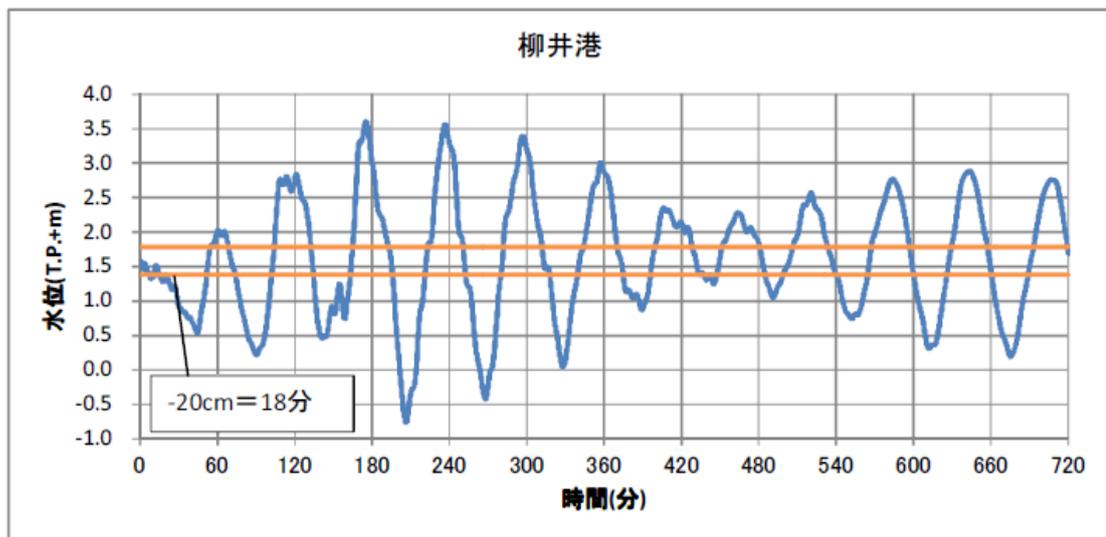
2 避難指示等の発令に参考となる情報

(1) 津波警報等の発表基準等

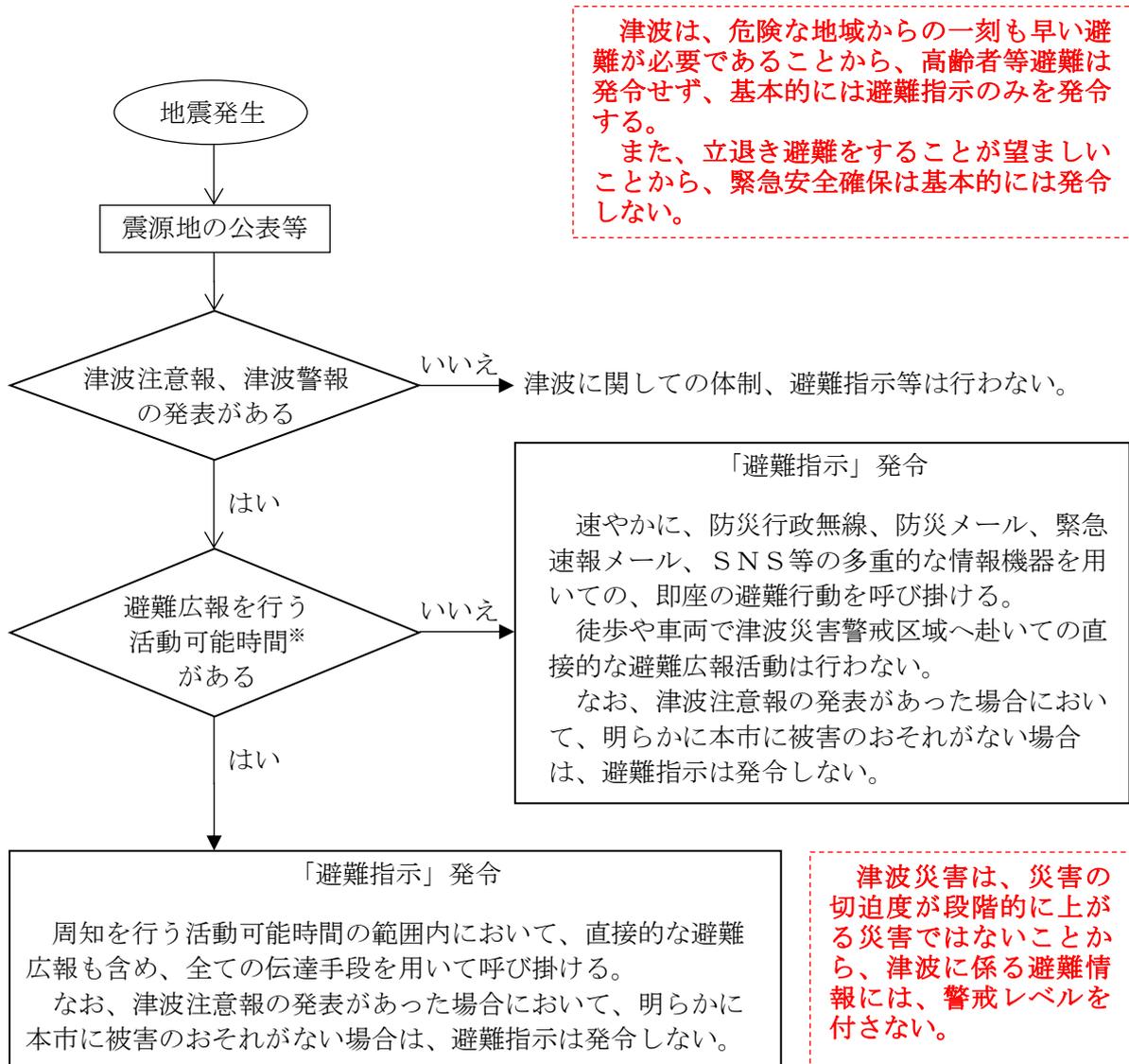
| 分類 | 発表基準 | 数値表現 | 定性的表現 |
|-----------------|-------------------|------|---------|
| 大津波警報 (特別警報) | 10m < 予想高さ | 10m超 | 巨大 |
| | 5 m < 予想高さ ≤ 10m | 10m | |
| | 3 m < 予想高さ ≤ 5 m | 5 m | |
| 津波警報 | 1 m < 予想高さ ≤ 3 m | 3 m | 高い |
| 津波注意報 | 0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m | 1 m | (表記しない) |

【発表区域】 山口県瀬戸内海沿岸

(2) 南海トラフの巨大地震想定津波高の到達予想時間経過グラフ

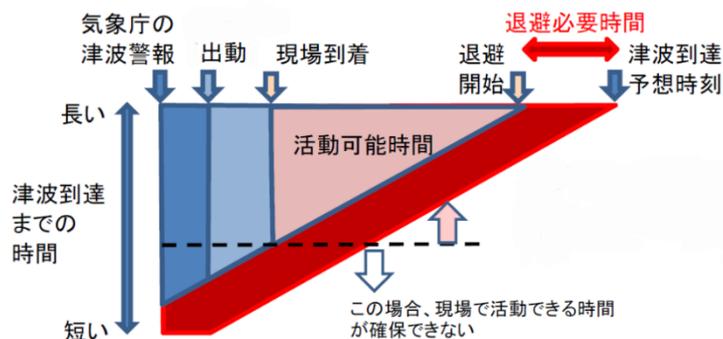


3 避難指示等の判断フロー



[助言を求める専門機関]
 ・下関地方気象台

※ 活動可能時間とは、「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いた実働可能時間とする。



4 避難指示等の対象地区

津波災害警戒区域(通称：イエローゾーン)の一部を含む地区

| 大字・町丁目等名称 | | |
|-----------|-------|----------------|
| 駅南 | 姫田 | 新庄 |
| 北浜 | 南浜1丁目 | 旭ヶ丘 |
| 古開作 | 南浜2丁目 | 伊保庄 |
| 新市 | 南浜3丁目 | 阿月 |
| 新市沖 | 南浜4丁目 | 平郡 |
| 新市北 | 南町1丁目 | 大畠 神代 遠崎 |
| 新市南 | 南町2丁目 | |
| 新天地 | 南町3丁目 | |
| 中央1丁目 | 南町4丁目 | |
| 中央2丁目 | 南町5丁目 | |
| 中央3丁目 | 南町6丁目 | |
| 天神 | 南町7丁目 | |
| 土手町 | 柳井 | |
| ニュータウン南町 | 柳井津 | |
| 東土手 | 山根 | |

5 避難指示等の伝達文例

全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じた緊急地震速報を受信した場合、本市防災行政無線では、システムの自動起動により、屋外拡声子局及び戸別受信機から受信情報を下記の例により放送する。

〔通報メッセージ〕 大津波警報

3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止
 「大津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
 3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止
 「大津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
 3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止
 「大津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
 「こちらは、ぼうさい柳井市です。」

〔通報メッセージ〕 津波警報

5秒吹鳴、6秒休止、5秒吹鳴、6秒休止
 「津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
 5秒吹鳴、6秒休止、5秒吹鳴、6秒休止
 「津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
 5秒吹鳴、6秒休止、5秒吹鳴、6秒休止
 「津波警報が発表されました。ただちに高台に避難してください。」
 「こちらは、ぼうさい柳井市です。」

〔通報メッセージ〕 津波注意報

10秒吹鳴、2秒休止、10秒吹鳴、2秒休止
「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。」
10秒吹鳴、2秒休止、10秒吹鳴、2秒休止
「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。」
10秒吹鳴、2秒休止、10秒吹鳴、2秒休止
「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。」
「こちらは、ぼうさい柳井市です。」

〔全国瞬時警報システム（J-ALERT）の放送後、再度の呼びかけの例〕 津波警報

- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 津波警報発表。津波警報発表。
- 第1波到達時刻は午前10時10分、高さ3mの津波が予想されます。
- 沿岸部におられる方は、ただちに高台へ避難してください。

〔全国瞬時警報システム（J-ALERT）の放送後、再度の呼びかけの例〕 津波注意報

- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 津波注意報発表。津波注意報発表。
- 第1波到達時刻は午後8時30分、高さ30cmの津波が予想されます。
- 沿岸部におられる方は、海岸から離れてください。
- 津波は何度も押し寄せます。海や川には絶対に近づかないでください。

(1) 避難指示の伝達文の例（津波）

（大津波警報、津波警報が発表された場合）

- サイレン吹鳴
- 緊急放送！緊急放送！（「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、〇〇地域に「避難指示」を発令しました。
- 直ちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- サイレン吹鳴
- 緊急放送！緊急放送！（「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 強い揺れの地震がありました。
- 津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に「避難指示」を発令しました。

- 直ちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

(津波注意報が発表された場合)

- サイレン吹鳴
- 緊急放送！緊急放送！（「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。）
- こちらは、ぼうさい柳井市です。
- 津波注意報が発表されたため、〇〇地域に「避難指示」を発令しました。
- 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

(2) サイレン吹鳴による伝達

避難情報を伝達する際は、サイレンを吹鳴する。

サイレンパターンは、高齢者等避難、避難指示ともに共通とし、吹鳴回数は状況に応じて決定することとする。

◎サイレンパターン 10秒吹鳴＋（音声） ※吹鳴回数は状況に応じて決定する。

6 避難指示の解除

避難指示の解除は、大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。

解除の伝達方法は、避難指示等を発令する際の方法を準用する。

Yanai City

柳井市 総務部 危機管理課

〒742-8714 山口県柳井市南町 1-10-2

TEL 0820-22-2111 FAX 23-4595

E-mail:kikikanri@city-yanai.jp